

令和3年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

令和3年7月15日 13:30~16:00
高知県立県民文化ホール4階
第7及び第8多目的室

- 1 開会 (13:30~)
委嘱式、委員長の互選 他

- 2 議事
 - (1) 産地生産基盤パワーアップ事業について (13:40~)
内容説明：農業イノベーション推進課

 - (2) 多面的機能支払交付金について (14:10~)
内容説明：農業政策課

 - (3) 中山間地域等直接支払交付金について (14:40~)
内容説明：農業政策課

- 3 閉会 (16:00~)

令和3年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業について

○Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

○令和2年度 産地生産基盤パワーアップ事業の実績について

農業イノベーション推進課

Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

次世代型こうち新施設園芸システム

環境制御技術の普及

- オランダの先進技術を本県の気候条件等にあわせ、環境制御技術として確立
- 環境制御技術の普及によるハウス内環境の見える化
- 学び教えあう場の活用による環境制御技術の普及



課題

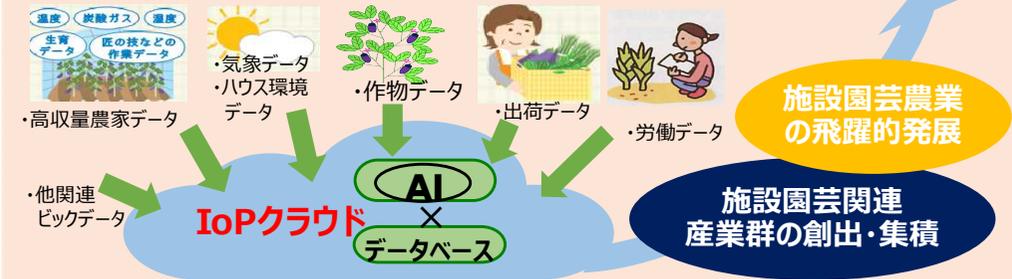
- ▶ 環境制御技術の普及が進み、成功事例も生まれた一方、技術を栽培に生かし切れない生産者も多く、生産者間のレベル差が拡大
- ▶ ハウス内環境データは、個々の活用に留まり、部会や生産者間の比較・分析を行う場合、普及員が個別訪問でデータを収集
- ▶ データ収集に時間を要するため、営農指導は、過去データに基づくフィードバックが中心

Next次世代型こうち新施設園芸システム

IoTプロジェクトの推進



- 産学官連携プロジェクトにより、IoP (Internet of Plants) 等の最先端の研究を進展
- 栽培、出荷、流通までを見通した**データ共有基盤「IoPクラウド」**に**様々なデータを自動で収集・蓄積** (R3:IoPクラウドプロトタイプの検証・改良)
- 通信機能を備えたデバイス等の開発促進
- 集積データを営農、研究、開発、新たなサービス展開などに活用



新 データ駆動型農業による営農支援の強化

- 作物情報や環境情報等の**ビッグデータ**を駆使し、普及員が個々の生産者の栽培状況等を様々な角度から**分析・可視化**
- 生産管理の予測や意思決定に役立つ情報を、生産者に**リアルタイム**でフィードバック



令和2年度 産地生産基盤パワーアップ事業の実績について

農業イノベーション推進課 次世代園芸推進担当

概要

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が販売額の向上や生産コストの低減などの課題の解決や目標を達成するために自ら定めた「産地パワーアップ計画」に基づいた取組について支援する事業。

整備事業

低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備を支援

補助率：1/2以内

財源：国庫支出金、基金



低コスト耐候性ハウス



にら包装機

生産支援事業

農業機械等のリース導入、生産資材の導入について支援

補助率：1/2以内

財源：基金



環境制御装置



炭酸ガス発生装置



被覆資材

令和2年度実績

整備事業

【低コスト耐候性ハウス】

整備棟数：2棟、整備面積：0.72ha

総事業費 **154,000**千円
国費 **70,000**千円
県費 **14,000**千円

①香美市 にら



総事業費 **50,600**千円
国費 **23,000**千円
県費 **4,600**千円

整備棟数：1棟、受益面積：0.27ha

②香美市 にら



総事業費 **103,400**千円
国費 **47,000**千円
県費 **9,400**千円

整備棟数：1棟、受益面積：0.45ha

生産支援事業

総事業費 **69,890**千円
国費 **34,573**千円

●事業実施農家数 計30戸
田野町：3戸、安田町8戸、芸西村1戸、
香南市8戸、香美市1戸、四万十町7戸、
須崎市2戸

生産支援事業 - リース事業

主な活用事例

○環境制御装置

ハウス内を植物の栽培に適する環境に制御することにより
収量・品質の向上を図る



統合環境制御装置

○自動開閉装置

ハウス内を温度管理で重要な
天窗等の開閉を自動化
することにより省力化を図る



自動開閉装置

令和3年度見込み

整備事業

(採択審査中の内容含む)



(参考写真)

須崎市 みょうが

総事業費 **201,300**千円
国費 **91,500**千円
県費 **18,300**千円

整備棟数：3棟
受益面積：0.45ha

香南市 にら

総事業費 **61,310**千円
国費 **27,868**千円
県費 **5,573**千円

整備棟数：1棟
受益面積：0.21ha
(審査中)

生産支援事業

総事業費 **76,226**千円
国費 **38,109**千円

●実施農家見込数：29戸

環境制御装置、にらそぐり機、
加温機など

多面的機能支払交付金資料

令和 3 年度

第 1 回高知県農業経営・生産対策に関する第三者委員会

配布資料

多面的機能支払交付金について

- 令和 2 年度多面的機能支払交付金の実施状況（確定値）について
- 多面的機能支払交付金の取組拡大に向けた推進について

農業政策課

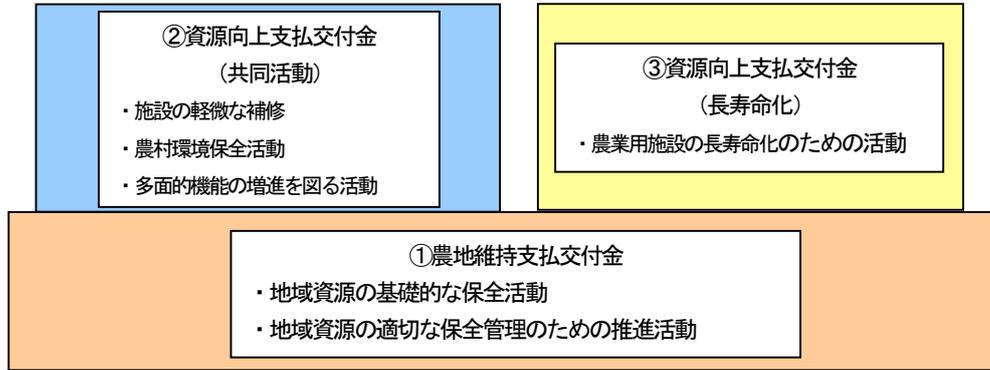
多面的機能支払交付金に係る制度の概要について

1 背景・目的

- 「日本型直接支払制度」(H27年度法制化)の1つとして実施。
(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動組織に対し交付金を交付する。

2 概要

(1) 交付金の構成



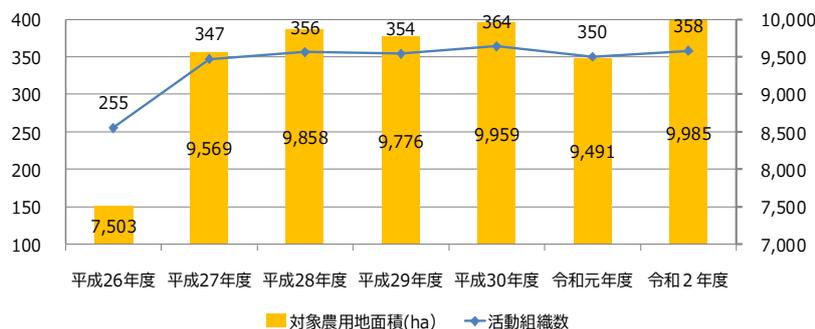
※中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域については、資源向上支払(長寿命化)のみに取り組むことが可能

(2) 交付単価、活動内容等

区分	地目	交付単価(10aあたり)	活動内容	活動組織の要件
①農地維持支払交付金	田	3,000円	基礎的保全活動(水路の泥上げ、農道の草刈り等)、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	250円		
②資源向上支払交付金 (共同活動)	田	2,400円	施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進等を支援	非農業者の参加が要件
	畑	1,440円		
	草地	240円		
③資源向上支払交付金 (長寿命化)	田	4,400円	施設の長寿命化のための活動 (まとまった規模の施設の補修・更新等) 原則工事1件当たりの費用は200万円未満	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	400円		
④資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	—	40,000円/組織~	組織の広域化・体制強化を支援	—

(3) 活動組織数、交付金対象農用地面積

区分	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		R2/R元 面積比
	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	
①農地維持支払交付金	341	9,437	333	9,211	336	9,603	104%
②資源向上支払交付金(共同活動)	243	6,989	232	6,713	237	7,047	105%
③資源向上支払交付金(長寿命化)	255	7,955	243	7,629	253	8,042	105%
④資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	—	—	—	—	1	48	—
合計	364	9,959	350	9,491	358	9,985	105%



多面的機能支払交付金の活動組織数と対象農用地面積の推移

令和2年度の高知県における活動実績

1 活動組織の構成 (取組組織数:358組織)

	農業者 (人、団体)					農業者以外 (人、団体)									
	個人	団体				個人	団体								
		農事組合法人	営農組合	その他	計		自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他	計
全体	15,825	28	24	66	118	2,683	298	48	18	18	12	42	5	260	701
1組織あたり平均	44.2				0.3	7.5									2.0

2 農地維持支払交付金にて保全管理する施設 (取組組織数:336組織)

	水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)
全体	3,135	1,761	101
1組織あたり平均	9.3	5.2	0.3

3 資源向上支払交付金(共同活動)の農村環境保全活動の実施状況 (取組組織数:237組織)

テーマ	生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留・地下水かん養	資源循環	計
実践活動の選択数	35	29	278	5	1	348

4 資源向上支払交付金(共同活動)の多面的機能の増進を図る活動の実施状況 (取組組織数:201組織)

活動項目	遊休農地の有効活用	農地周りの共同活動の強化	地域住民による直営施工	防災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い展開	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	計
活動項目の選択数	14	93	93	3	30	5	2	240

5 交付金の収支実績 (取組組織数:358組織)

収入の部(円)							支出の部(円)								
前年度からの持越額(農地維持+共同活動)	前年度からの持越額(長寿命化)	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金(共同)	資源向上支払交付金(長寿命化)	利子等	合計	日当	購入・リース費	外注費	その他	返還	次年度への持越額(農地維持+共同活動)	次年度への持越額(長寿命化)	合計	
115,270,636	68,361,962	278,608,025	123,223,472	259,020,063	5,778,654	850,262,812	233,984,908	120,354,121	212,313,885	43,429,210	16,623,418	127,313,754	96,243,516	850,262,812	

多面的機能支払交付金 R2実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金								資源向上支払交付金(共同)							
		実施 市町村	実施 地区数	対象農用地(ha)				R2 交付金額 (千円)	R2 県交付金額 (負担額) (千円)	実施 市町村	実施 地区数	対象農用地(ha)				R2 交付金額 (千円)	R2 県交付金額 (負担額) (千円)
				田	畑	草地						田	畑	草地			
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	2,511	628
	安芸市	○	8	567.3	534.5	32.8		16,690	4,173	○	4	211.9	197.4	14.5		3,710	927
	東洋町	○	1	63.9	63.9			1,916	479								
	奈半利町	○	5	87.1	78.6	8.5		2,528	632	○	1	55.0	54.3	0.7		821	205
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199								
	安田町	○	7	135.1	131.3	3.8		4,016	1,004								
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237	○	1	35.3	23.9	11.5		554	138
	馬路村	○	1	9.0	3.4	5.7		214	53	○	1	9.0	3.4	5.7		122	30
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		3,414	854	○	6	114.1	113.3	0.8		1,706	427
	小計		9	37	1,210.2	1,106.9	102.2	1.1	35,253	8,813	6	20	597.1	523.5	72.5	1.1	9,423
中央東	南国市	○	29	1,075.3	1,051.4	23.9		32,021	8,005	○	29	1,075.3	1,051.4	23.9		19,028	4,757
	香南市	○	10	273.8	222.0	51.9		7,696	1,924	○	10	273.8	222.0	51.9		5,222	1,306
	香美市	○	24	513.8	472.8	40.5	0.6	14,995	3,749	○	24	513.8	472.2	41.1	0.6	9,323	2,331
	本山市	○	1	178.7	171.2	7.5		5,285	1,321	○	1	178.7	171.2	7.5		3,689	922
	大豊町	○	1	86.4	49.6	36.8		2,224	556								
	土佐町	○	9	194.5	185.1	9.4		5,740	1,435	○	8	183.9	174.5	9.4		3,243	811
	大川村																
	小計		6	74	2,322.5	2,152.0	169.9	0.6	67,961	16,990	5	72	2,225.6	2,091.3	133.7	0.6	40,505
中央西	高知市	○	9	489.3	448.3	41.0		14,268	3,567	○	6	374.7	355.5	19.2		6,989	1,747
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1		2,446	611	○	3	85.9	72.8	13.1		1,452	363
	いの町	○	2	17.1	7.7	9.4		420	105								
	佐川町	○	12	234.9	232.1	2.8		7,018	1,755	○	7	180.0	179.0	1.0		3,233	808
	越知町	○	20	187.1	64.7	122.5		4,390	1,097	○	6	62.3	7.5	54.8		764	191
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952	○	1	127.1	126.5	0.6		2,284	571
小計		6	47	1,141.4	952.0	189.4		32,349	8,087	5	23	830.0	741.3	88.7		14,721	3,680
須崎	須崎市	○	5	125.9	123.4	2.5		3,752	938	○	4	114.3	112.1	2.2		1,864	466
	中土佐町	○	3	60.4	57.7	2.7		1,784	446	○	2	28.9	28.6	0.2		432	108
	四万十町	○	42	1,665.4	1,589.4	76.1		49,202	12,301	○	12	430.8	426.8	4.1		7,726	1,931
	梶原町																
	津野町	○	14	125.4	69.5	55.9		3,203	801								
小計		4	64	1,977.1	1,840.0	137.1		57,941	14,485	3	18	574.0	567.5	6.5		10,021	2,505
幡多	四万十市	○	49	1,275.6	1,131.2	144.4		36,824	9,206	○	39	1,144.9	1,009.2	135.8		19,480	4,870
	宿毛市	○	16	606.1	549.2	56.9		17,615	4,404	○	16	605.9	549.1	56.8		10,863	2,716
	土佐清水市	○	14	371.5	343.8	27.7		10,914	2,729	○	14	371.5	343.8	27.7		6,477	1,619
	黒潮町	○	20	383.8	284.3	99.6		10,519	2,630	○	20	383.8	284.3	99.6		6,201	1,550
	大月町	○	2	35.3	30.0	5.2		1,005	251	○	2	35.3	30.0	5.2		723	181
	三原村	○	13	279.4	261.9	17.5		8,227	2,057	○	13	279.4	259.4	20.0		4,809	1,202
	小計		6	114	2,951.6	2,600.3	351.3		85,104	21,276	6	104	2,820.7	2,475.6	345.0		48,553
合計		31	336	9,602.8	8,651.2	950.0	1.7	278,608	69,652	25	237	7,047.3	6,399.2	646.5	1.7	123,223	30,806

多面的機能支払交付金 R2実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

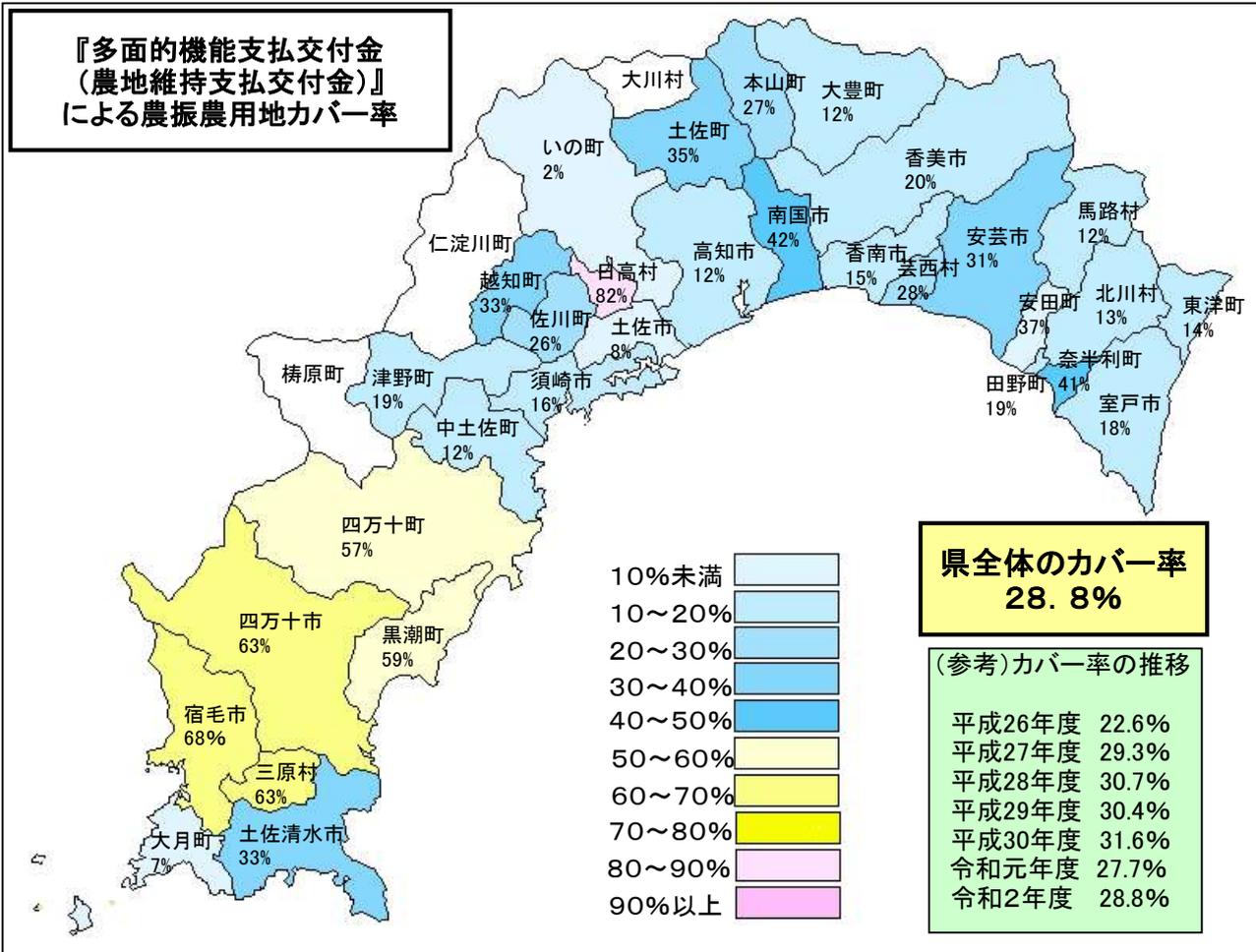
農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(長寿命化)							合 計							
		実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R2 交付金額 (千円)	R2 県交付金額 (負担額) (千円)	実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R2 交付金額 (千円)	R2 県交付金額 (負担額) (千円)	
				田	畑	草地					田	畑	草地			
安芸	室戸市							○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	7,241	1,810	
	安芸市	○	7	553.4	524.3	29.1	18,092	4,523	○	8	567.3	534.5	32.8	38,492	9,623	
	東洋町	○	1	63.9	63.9		2,149	537	○	1	63.9	63.9		4,064	1,016	
	奈半利町	○	1	10.0	6.9	3.1	234	59	○	5	87.1	78.6	8.5	3,583	896	
	田野町								○	1	26.6	26.6		797	199	
	安田町								○	7	135.1	131.3	3.8	4,016	1,004	
	北川村	○	1	35.3	23.9	11.5	979	245	○	1	35.3	24.1	11.3	2,480	620	
	馬路村								○	1	9.0	3.4	5.7	335	84	
	芸西村								○	6	114.1	113.3	0.8	5,121	1,280	
	小計	4	10	662.7	619.0	43.7	21,453	5,363	9	37	1,210.2	1,106.9	102.2	1.1	66,129	16,532
中央東	南国市	○	25	938.0	915.8	22.2	30,885	7,721	○	30	1,080.9	1,056.0	25.0	81,934	20,483	
	香南市	○	6	162.0	136.1	25.8	4,977	1,244	○	10	273.8	222.0	51.9	17,896	4,474	
	香美市	○	20	388.2	356.8	30.9	12,482	3,120	○	24	513.8	472.8	40.5	36,799	9,200	
	本山町	○	1	178.7	171.2	7.5	5,876	1,469	○	1	178.7	171.2	7.5	14,850	3,713	
	大豊町								○	1	86.4	49.6	36.8	2,224	556	
	土佐町	○	5	112.7	102.6	7.1	4,668	893	○	12	275.7	256.7	16.0	13,652	3,139	
	大川村															
	小計	5	57	1,779.6	1,682.5	93.6	58,888	14,448	6	78	2,409.3	2,228.2	177.5	3.6	167,354	41,564
中央西	高知市	○	9	482.9	444.6	38.3	15,556	3,889	○	9	489.3	448.3	41.0	36,814	9,203	
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1	2,650	663	○	3	85.9	72.8	13.1	6,548	1,637	
	いの町								○	2	17.1	7.7	9.4	420	105	
	佐川町	○	11	226.9	224.3	2.6	7,587	1,897	○	12	234.9	232.1	2.8	17,838	4,460	
	越知町	○	9	112.2	40.8	71.4	2,464	616	○	20	187.1	64.7	122.5	7,618	1,904	
	仁淀川町															
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6	4,267	1,067	○	1	127.1	126.5	0.6	10,359	2,590	
	小計	5	33	1,034.9	908.9	126.0	32,526	8,131	6	47	1,141.4	952.0	189.4		79,596	19,899
須崎	須崎市								○	5	125.9	123.4	2.5	5,616	1,404	
	中土佐町								○	3	60.4	57.7	2.7	2,215	554	
	四万十町	○	36	1,580.2	1,507.4	72.8	51,805	12,951	○	42	1,665.4	1,589.4	76.1	108,732	27,183	
	禰原町	○	6	124.7	89.8	34.9	3,555	889	○	6	124.7	89.8	34.9	3,555	889	
	津野町								○	14	125.4	69.5	55.9	3,203	801	
	小計	2	42	1,704.9	1,597.2	107.6	55,360	13,840	5	70	2,101.7	1,929.8	172.0		123,322	30,830
幡多	四万十市	○	55	1,346.2	1,195.6	150.6	42,455	10,614	○	61	1,446.1	1,282.1	164.0	98,759	24,690	
	宿毛市	○	14	554.5	543.2	11.3	18,455	4,614	○	16	606.1	549.2	56.9	46,933	11,733	
	土佐清水市	○	14	371.5	343.8	27.7	11,993	2,998	○	14	371.5	343.8	27.7	29,384	7,346	
	黒潮町	○	15	308.7	228.8	79.9	8,923	2,231	○	20	383.8	284.3	99.6	25,643	6,411	
	大月町								○	2	35.3	30.0	5.2	1,728	432	
	三原村	○	13	279.4	259.4	20.0	8,966	2,242	○	13	279.4	261.9	17.5	22,003	5,501	
	小計	5	111	2,860.3	2,570.8	289.5	90,793	22,698	6	126	3,122.1	2,751.2	370.8		224,451	56,113
合 計	21	253	8,042.4	7,378.4	660.5	3.6	259,020	64,481	32	358	9,984.7	8,968.1	1,012.0	4.7	660,852	164,938

「多面的機能支払交付金(農地維持支払)」・「中山間地域等直接支払制度」における面積カバー率

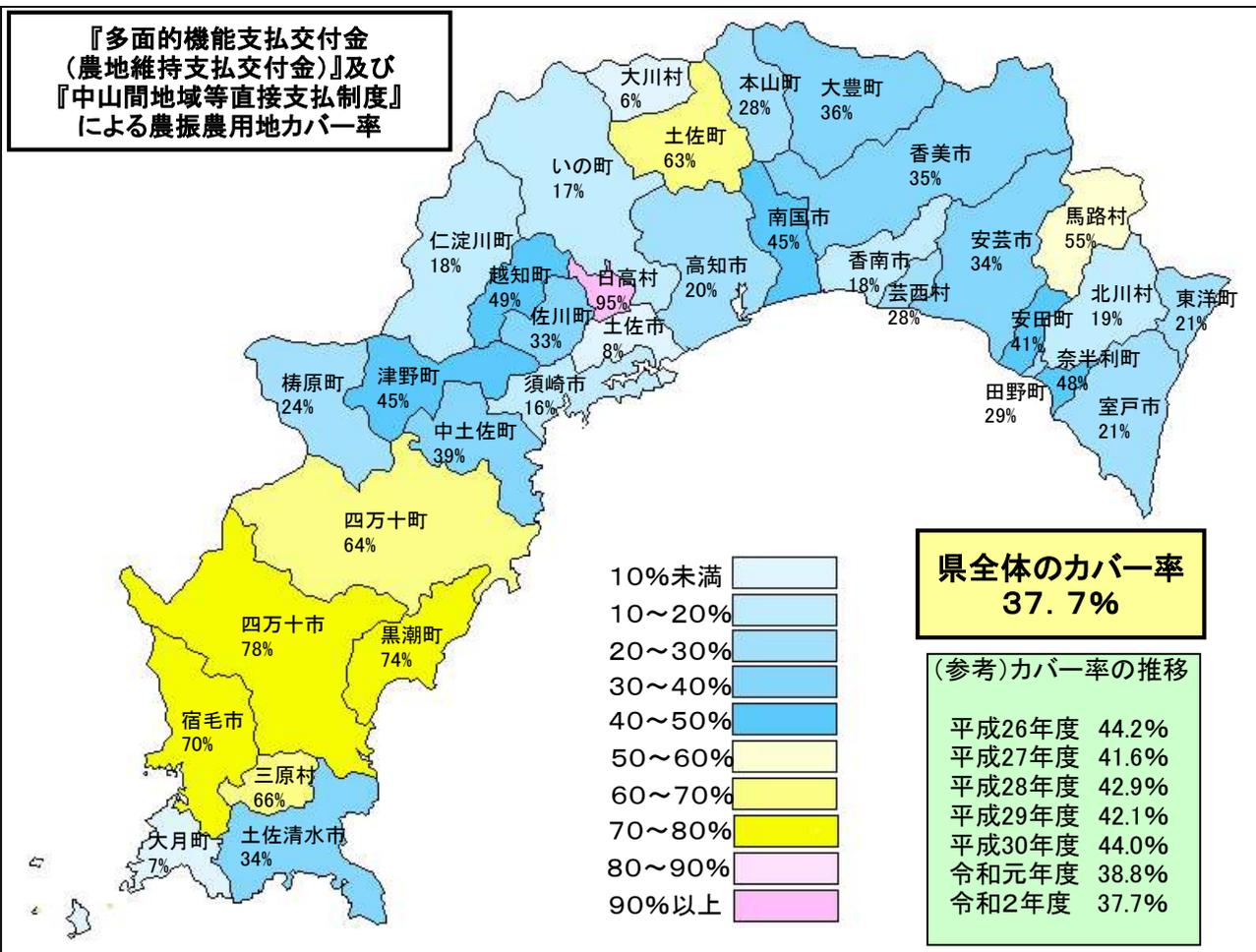
農業振興センター管内	市町村名	農振農用地面積 (R元.12)	「多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)」(R2.3月末時点)							「中山間地域等直接支払制度」(R2.3月末時点)			「多面的」と「中山間直払」での農振比率				
			活動組織数	対象農用地 (ha)			面積カバー率	交付金額 (千円)	「中山間直払」との重複			協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	カバー面積 (ha)	カバー率	
				農用地計	田	畑			草地	地区数	面積 (ha)						対象面積に占める比率
安芸	室戸市	943.9	7	171.8	131.3	39.5	1.1	18.2%	4,730	1	18.1	10.6%	4	45.9	9,256	199.6	21.1%
	安芸市	1,845.5	8	567.3	534.5	32.8		30.7%	16,690				10	60.4	3,944	627.7	34.0%
	東洋町	450.3	1	63.9	63.9			14.2%	1,916				1	32.6	3,002	96.5	21.4%
	奈半利町	210.4	5	87.1	78.6	8.5		41.4%	2,528	4	31.3	36.0%	8	45.8	6,712	101.6	48.3%
	田野町	143.1	1	26.6	26.6			18.6%	797	1	26.6	100.0%	6	41.7	7,883	41.7	29.2%
	安田町	363.1	7	135.1	131.3	3.8		37.2%	4,016	4	36.1	26.7%	8	51.3	8,741	150.4	41.4%
	北川村	271.1	1	35.3	24.1	11.3		13.0%	948				2	15.8	1,529	51.1	18.9%
	馬路村	76.4	1	9.0	3.4	5.7		11.8%	214	1	9.0	100.0%	1	42.2	7,679	42.2	55.3%
	芸西村	407.0	6	114.1	113.3	0.8		28.0%	3,414							114.1	28.0%
	小計	4,710.8	37	1,210.2	1,106.9	102.2	1.1	25.7%	35,253	11	121.1	10.0%	40	335.9	48,747	1,424.9	30.2%
中央東	南国市	2,536.2	29	1,075.3	1,051.4	23.9		42.4%	32,021				13	59.0	5,945	1,134.4	44.7%
	香南市	1,841.6	10	273.8	222.0	51.9		14.9%	7,696	3	11.3	4.1%	10	69.1	8,758	331.6	18.0%
	香美市	2,598.2	24	513.8	472.8	40.5	0.6	19.8%	14,995	16	156.3	30.4%	78	562.8	86,196	920.3	35.4%
	本山町	670.0	1	178.7	171.2	7.5		26.7%	5,285	1	167.8	93.9%	17	175.7	42,205	186.6	27.8%
	大豊町	747.0	1	86.4	49.6	36.8		11.6%		1	86.4	100.0%	24	268.4	45,529	268.4	35.9%
	土佐町	557.0	9	194.5	185.1	9.4		34.9%	5,740	9	188.4	96.9%	18	346.0	74,999	352.1	63.2%
	大川村	189.2											3	11.2	831	11.2	5.9%
	小計	9,139.2	74	2,322.5	2,152.0	169.9	0.6	25.4%	65,737	30	610.2	26.3%	163	1,492.2	264,464	3,204.5	35.1%
中央西	高知市	4,226.8	9	489.3	448.3	41.0		11.6%	14,268	1	18.1	3.7%	35	385.5	60,627	856.6	20.3%
	土佐市	1,106.3	3	85.9	72.8	13.1		7.8%	2,446							85.9	7.8%
	いの町	808.4	2	17.1	7.7	9.4		2.1%	420				17	119.3	18,260	136.4	16.9%
	佐川町	895.6	12	234.9	232.1	2.8		26.2%	7,018	1	70.9	30.2%	8	130.8	9,883	294.8	32.9%
	越知町	569.3	20	187.1	64.7	122.5		32.9%	4,390	17	146.4	78.2%	27	236.2	26,044	277.0	48.7%
	仁淀川町	598.8											17	106.2	11,740	106.2	17.7%
	日高村	154.5	1	127.1	126.5	0.6		82.3%	3,808				1	19.7	776	146.9	95.1%
	小計	8,359.7	47	1,141.4	952.0	189.4		13.7%	32,349	19	235.4	20.6%	105	997.7	127,330	1,903.7	22.8%
須崎	須崎市	810.1	5	125.9	123.4	2.5		15.5%	3,752							125.9	15.5%
	中土佐町	518.3	3	60.4	57.7	2.7		11.6%	1,784	1	29.0	48.1%	25	168.0	18,743	199.4	38.5%
	四万十町	2,918.5	42	1,665.4	1,589.4	76.1		57.1%	49,202	34	1,382.4	83.0%	54	1,574.5	227,722	1,857.5	63.6%
	梶原町	500.8											6	122.4	21,313	122.4	24.4%
	津野町	679.4	14	125.4	69.5	55.9		18.5%	3,203	14	125.1	99.8%	57	302.0	45,351	302.3	44.5%
	小計	5,427.1	64	1,977.1	1,840.0	137.1		36.4%	57,941	49	1,536.6	77.7%	142	2,167.0	313,130	2,607.5	48.0%
幡多	四万十市	2,031.9	49	1,275.6	1,131.2	144.4		62.8%	36,824	18	230.6	18.1%	50	538.0	83,938	1,583.1	77.9%
	宿毛市	895.3	16	606.1	549.2	56.9		67.7%	17,615	6	121.2	20.0%	10	140.7	12,170	625.7	69.9%
	土佐清水市	1,119.1	14	371.5	343.8	27.7		33.2%	10,914	12	165.6	44.6%	14	178.2	15,062	384.1	34.3%
	黒潮町	649.3	20	383.8	284.3	99.6		59.1%	10,519	11	204.6	53.3%	16	301.7	47,334	480.9	74.1%
	大月町	530.3	2	35.3	30.0	5.2		6.6%	1,005	1	20.9	59.4%	1	20.9	1,675	35.3	6.6%
	三原村	442.6	13	279.4	261.9	17.5		63.1%	8,227	13	227.4	81.4%	2	241.9	24,866	293.9	66.4%
	小計	5,668.5	114	2,951.6	2,600.3	351.3		52.1%	85,104	61	970.3	32.9%	93	1,421.5	185,046	3,402.9	60.0%
合計	33,305.3	336	9,602.8	8,651.2	950.0	1.7	28.8%	276,384	170	3,473.6	36.2%	543	6,414.3	938,717	12,543.5	37.7%	

※) 農振農用地面積は、農業基盤課資料による

『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』
による農振農用地カバー率



『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』及び
『中山間地域等直接支払制度』
による農振農用地カバー率



多面的機能支払交付金の更なる取組拡大に向けた推進について

1 令和3年度終了組織における活動の継続

○令和2年度の活動組織 358 組織のうち 63 組織(農地維持：62 組織、長寿命化のみ：1 組織)については、活動期間が令和3年度末で満了となります。

引き続き来年度以降も活動を継続してもらうことが課題。
県としては、63 組織全ての活動継続が目標。



活動継続に向けた県の支援

- ・活動組織説明会等で活動継続に向けた情報提供
- ・市町村を通じて意向を確認し、活動を継続しない組織の代表者等との面談(継続に向けた課題解決を検討)

近年、

- ・代表や事務担当の後継者がいない。
- ・見積の徴収等、事務処理が煩雑である。

などの理由により、活動を取り止める組織が多い傾向が見られる。

県では解決策として、

活動組織の広域化や事務支援体制の整備を推進し、活動の継続を図る。

【参考：令和2年度の取り組みについて】

市町村を通じて令和2年度末で活動期間が満了する活動組織(41 組織)の活動継続に係る意向確認を行った。うち継続が厳しいと回答のあった4 組織について市町村と活動継続に向けた対応策を検討し、組織への提案を行った。

1) 活動組織の活動継続が厳しい理由

- ①代表や事務担当の後継者がいない。(3 組織)
- ②負担の少ない市の独自事業で活動を継続したい。(1 組織)

2) 県、市町村からの活動継続に向けた提案

- ・他の活動組織との合併
近隣の活動組織と協力して活動を継続し、農用地を守ることを提案した。

3) 提案の結果

1 組織が、中山間地域等直接支払の集落協定と協力し、活動継続に向け調整中。

2 新規地区の掘り起こしについて

中山間地域等直接支払交付金のみに取り組んでいる集落協定への取組拡大

- ・本交付金の事業内容等を集落協定に対して周知を図ることを市町村に要請する。
- ・集落協定代表者等を対象にした説明会での本交付金の紹介等を行う。

(課題)

- ・本事業の事務負担が増大
- ・2つの交付金において重複する活動への対応

3 多額の持越金の存在

○多額の持越金を抱えている活動組織が散見される。



交付金の有効活用と効果的な活動の実施に向けた支援

- ・返還金の多い活動組織を有する市町村への個別訪問
(活動実態の聞き取り、他地域での活動事例を紹介)
- ・市町村を通じた活動組織への事例紹介
- ・市町村担当者への先進的な活動事例の紹介
(代表者や事務担当者への報酬の支払、資源向上(長寿命化)の優先配分)
- ・その他、市町村等への事例紹介
保険加入の促進(活動中のケガや賠償事故に対応した保険への加入)
農業用機械の安全使用に係る講習会の開催(教材DVDの購入費用や講習会開催費用等への活用)

4 本交付金の未実施町村への対応

- ・県内の2町村(仁淀川町、大川村)が本交付金に取り組んでいない。
→集落内の農地が非常に小さく、交付金に比べ事務負担が大きい。
- ・中山間直払に取り組む地域に情報提供をしてもらう。

中山間地域等直接支払制度資料

令和3年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

中山間地域等直接支払制度について

- 制度の概要及び高知県における知事が定める特認基準について
- 令和2年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（確定値）について
- 令和3年度の中山間地域等直接支払制度の推進について
- 棚田地域振興活動加算における目標設定について（土佐町）

農業政策課

高知県における知事が定める特認基準

8 法 地 域 内	設定しない。	
8 法 地 域 外	特 認 地 域	<p>(1) 8法地域に地理的に接する農用地 なお、当該農用地の適否は、8法地域に地理的に接するセンサス集落（農業センサスによる集落をいう。）内に存する農用地又は当該農用地と一団の農用地を構成する農用地であるかどうかによって判定する。 また、「一団の農用地を構成する農用地」の適否の判定に当たっては、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用別記1「一団の農用地の要件について」を準用する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 農林統計上の中山間地域（農林統計における「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいい、地域区分は旧市町村単位とする。）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(3) 次の①から③までの要件を満たすこと ① 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 ② DID（人口集中地区）からの距離が30分以上 ③ 人口の減少率（平成22年～27年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること</p>
外	特 認 基 準	<p>上記(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で、次の①～③までのいずれかの要件を満たす農用地であること ① 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上） ② 自然条件により小区画・不整形な田 ③ 高齢化率・耕作放棄地率の高い地域</p>

令和2年度

高知県中山間地域等直接支払制度の実施状況

高知県農業政策課

1 県内市町村の取組状況

県内34市町村で促進計画策定済

①対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村数：34市町村

②促進計画を策定済み市町村数：34市町村

③交付市町村数：31市町村

市町村名	対象に関する事項						前対策での対象に係る事項	
	地域指定			基準指定				
	対象地域にある市町村	通常地域該当	特認地域該当	対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村 ①	促進計画策定年度 ②	第5期対策交付開始年度 ③	前対策で対象農用地基準を満たす農用地を有していた市町村	前対策交付開始年度
高知市	1	1	1	1	H27	R2	1	H27
室戸市	1	1		1	H27	R2	1	H27
安芸市	1	1		1	H27	R2	1	H27
南国市	1	1		1	H27	R2	1	H27
土佐市	1	1	1	1	H27		1	
須崎市	1	1		1	H27		1	
宿毛市	1	1		1	H27	R2	1	H27
土佐清水市	1	1		1	H27	R2	1	H27
四万十市	1	1		1	H27	R2	1	H27
香南市	1	1	1	1	H27	R2	1	H27
香美市	1	1		1	H27	R2	1	H27
東洋町	1	1		1	H27	R2	1	H27
奈半利町	1	1		1	H27	R2	1	H27
田野町	1	1		1	H27	R2	1	H27
安田町	1	1		1	H27	R2	1	H27
北川村	1	1		1	H27	R2	1	H27
馬路村	1	1		1	H27	R2	1	H27
芸西村	1	1	1	1	H27		1	
本山町	1	1		1	H27	R2	1	H27
大豊町	1	1		1	H27	R2	1	H27
土佐町	1	1		1	H27	R2	1	H27
大川村	1	1		1	H27	R2	1	H27
いの町	1	1		1	H27	R2	1	H27
仁淀川町	1	1		1	H27	R2	1	H27
中土佐町	1	1		1	H27	R2	1	H27
佐川町	1	1	1	1	H27	R2	1	H27
越知町	1	1		1	H27	R2	1	H27
梶原町	1	1		1	H27	R2	1	H27
日高村	1	1	1	1	H27	R2	1	H27
津野町	1	1		1	H27	R2	1	H27
四万十町	1	1		1	H27	R2	1	H27
大月町	1	1		1	H27	R2	1	R元
三原村	1	1		1	H27	R2	1	H27
黒潮町	1	1		1	H27	R2	1	H27
高知県計	34	34	6	34	—	—	34	—

2 対象農用地について

●令和2年度 各市町村別対象農用地面積

(単位：ha)

○制度の対象となる
(活用できる)農用地は、

10,420ha

○地域別対象農用地は、

通常地域：94.1%

特認地域：5.9%

○地目別対象農用地は、

田：69.6%

畑：28.5%

他：1.9%

市町村名	対象農用地面積											
	対象農用地面積の合計	通常地域						特認地域				
		田			畑			その他 草地+採草放牧地	田		畑	
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
高知市	703.4	142.3	3.0		185.4	35.1			102.2	101.3	50.8	83.3
室戸市	71.0	60.7	9.7			0.6						
安芸市	92.1	10.1	21.9		21.9	38.2						
南国市	136.0	72.0	8.0		34.0	8.0	14.0					
土佐市	26.1	5.7	12.9		7.5							
須崎市	118.1	32.3			85.8							
宿毛市	339.7	17.3	65.4	250.0	5.0		2.0					
土佐清水市	178.2	11.4	29.6	133.4			3.8					
四万十市	847.9	428.8	125.7	139.0	58.6	53.3	42.5					
香南市	367.7	139.6	180.1		17.4	17.8		6.3	5.0	0.4	1.1	
香美市	875.7	492.4	103.4		215.5	52.1	12.3					
東洋町	89.0				89.0							
奈半利町	70.6	52.6	8.0			8.0	2.0					
田野町	49.0	40.6	8.4									
安田町	132.1	111.5	7.6		0.5	12.5						
北川村	15.8	1.4			8.8	5.6						
馬路村	42.2	6.0	0.8		30.3	5.0						
芸西村	8.8	6.3	2.5									
本山町	268.5	188.3	27.5		24.8	20.4	7.5					
大豊町	268.4	118.0	0.8		123.4	20.1	6.1					
土佐町	439.2	309.8	34.7		32.7	18.0	44.0					
大川村	76.0	5.0			34.8	3.2	33.0					
いの町	520.6	177.3	9.6		299.7	34.0						
仁淀川町	451.7	43.7			321.5	18.7	67.8					
中土佐町	168.0	59.9	95.0		4.2	8.9						
佐川町	399.0	64.0	43.0		20.0	4.0		60.0	133.0	16.0	59.0	
越知町	392.0	97.0	46.4		237.2	11.5						
橋原町	217.7	154.1	1.8		40.7	21.1						
日高村	19.7	0.0	1.9			17.8						
津野町	438.4	228.0	8.3		183.7	12.5	6.0					
四万十町	1,932.8	801.0	979.0		94.8	51.0	7.0					
大月町	20.9		20.9									
三原村	241.9	11.6	230.3									
黒潮町	401.8	151.0	195.0		0.1	0.7	55.0					
高知県計	10,420	4,040	2,281	522	2,177	478	103	200	168	239	67	143

3 交付金等について

●各市町村別協定数及び協定参加者数

○制度の実施市町村は、

31市町村

1) 集落協定数は、

543集落協定

○交付単価別の協定数は、

基礎単価(8割):256協定

体制整備(10割):287協定

○加算措置に取り組む協定数は、

棚田:1協定

超急傾斜:116協定

広域化:5協定

集落機能強化:4協定

生産性向上:16協定

2) 協定参加者数は、

参加者 11,140人(重複含む)

うち農業者10,254人

○協定は、多様な主体により

構成され、農業生産法人や

生産組織、非農業者等が参加

○農業者以外の参加のきっかけは、

「(非農業者が)希望した」

「元来から『共に集落を守る』

意識を共有」など。

市町村名	協定数	区分			加算措置に取り組む協定数					協定参加者総計(人)	農業者	その他
		基礎(8割)	体制(10割)	体制整備単価協定率	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算			
高知市	35	9	26	74.3%		33	1			538	538	
室戸市	4		4	100.0%						89	89	
安芸市	10	8	2	20.0%						201	201	
南国市	13	13		0.0%						101	100	1
宿毛市	10		10	100.0%						175	142	33
土佐清水市	14	4	10	71.4%						314	217	97
四万十市	50	7	43	86.0%		3			1	898	802	96
香南市	10	7	3	30.0%		1				93	92	1
香美市	78	62	16	20.5%		29				1,265	1,170	95
東洋町	1	1		0.0%						21	21	
奈半利町	8	5	3	37.5%						70	69	1
田野町	6		6	100.0%						186	186	
安田町	8		8	100.0%						167	167	
北川村	2	2		0.0%		2				31	21	10
馬路村	1		1	100.0%		1		1		80	66	14
本山町	17	6	11	64.7%	1	2		2	5	381	362	19
大豊町	24	18	6	25.0%		3	2			504	484	20
土佐町	18	3	15	83.3%		6				413	405	8
大川村	3	3		0.0%						17	17	
いの町	17	10	7	41.2%		3			1	288	284	4
仁淀川町	17	11	6	35.3%		8				216	205	11
中土佐町	25	18	7	28.0%						220	218	2
佐川町	8	6	2	25.0%						286	269	17
越知町	27	26	1	3.7%		2				455	452	3
橋原町	6		6	100.0%						405	403	2
日高村	1		1	100.0%						9	8	1
津野町	57	25	32	56.1%						873	871	2
四万十町	54	11	43	79.6%		20			5	1,964	1,799	165
大月町	1		1	100.0%						12	11	1
三原村	2		2	100.0%					2	333	193	140
黒潮町	16	1	15	93.8%		3	2	1	2	535	392	143
計	543	256	287	52.9%	1	116	5	4	16	11,140	10,254	886

3 交付金等について

●各市町村別協定面積及び加算措置面積

(単位：ha)

3) 協定締結面積は、

6,415ha

○交付単価別の面積は、

基礎単価(8割)：1,641ha

体制整備(10割)：4,774ha

○加算措置面積は、

棚田：34ha

超急傾斜：1,072ha

広域化：281ha

集落機能強化：100ha

生産性向上：683ha

市町村名	協定締結面積 (通常地域+特認地域)		区分			加算措置面積				
			基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 面積率	棚田地域 振興活動 加算 (A)	超急傾斜農 地保全管理 加算 (B)	集落協定広 域化加算 (C)	集落機能強 化加算 (D)	生産性向上 加算 (E)
	(カバー率)									
高知市	54.8%	385.5	56.4	329.1	85.4%		172.4	28.0		
室戸市	64.7%	45.9		45.9	100.0%					
安芸市	66.5%	61.3	41.2	20.1	32.8%					
南国市	43.4%	59.0	59.0		0.0%					
宿毛市	41.4%	140.7		140.7	100.0%					
土佐清水市	100.0%	178.2	28.6	149.6	83.9%					
四万十市	63.5%	538.0	68.3	469.7	87.3%		53.7			7.2
香南市	18.8%	69.1	38.6	30.5	44.1%		6.3			
香美市	64.3%	562.8	373.5	189.3	33.6%		117.6			
東洋町	36.7%	32.6	32.6		0.0%					
奈半利町	64.9%	45.8	18.8	27.0	58.9%					
田野町	85.1%	41.7		41.7	100.0%					
安田町	38.8%	51.3		51.3	100.0%					
北川村	100.0%	15.8	15.8		0.0%		5.5			
馬路村	100.0%	42.2		42.2	100.0%		28.2		42.2	
本山町	65.4%	175.7	16.5	159.2	90.6%	33.7	73.8		38.0	90.2
大豊町	100.0%	268.4	102.8	165.6	61.7%		95.9	123.8		
土佐町	78.8%	346.0	22.8	323.2	93.4%		213.7			
大川村	14.7%	11.2	11.2		0.0%					
いの町	22.9%	119.3	42.1	77.2	64.7%		21.1			11.7
仁淀川町	23.5%	106.2	60.3	45.8	43.2%		37.2			
中土佐町	100.0%	168.0	84.2	83.8	49.9%					
佐川町	32.8%	130.8	38.2	92.7	70.8%					
越知町	60.3%	236.2	227.6	8.6	3.6%		10.7			
橋原町	56.2%	122.4		122.4	100.0%					
日高村	100.0%	19.7		19.7	100.0%					
津野町	68.9%	302.0	132.9	169.2	56.0%					
四万十町	81.5%	1,574.5	155.2	1,419.2	90.1%		197.8			203.1
大月町	100.0%	20.9		20.9	100.0%					
三原村	100.0%	241.9		241.9	100.0%					241.9
黒潮町	75.1%	301.7	14.5	287.2	95.2%		38.2	129.2	19.9	129.2
計	62.5%	6,415.1	1,641.2	4,773.9	74.4%	33.7	1,072.1	280.9	100.1	683.3

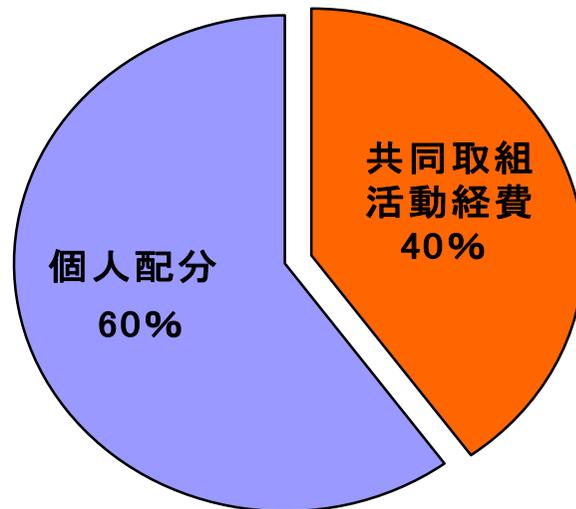
3 交付金等について

4) 交付金額は、

9億3,872万円

○ 交付金の配分は、

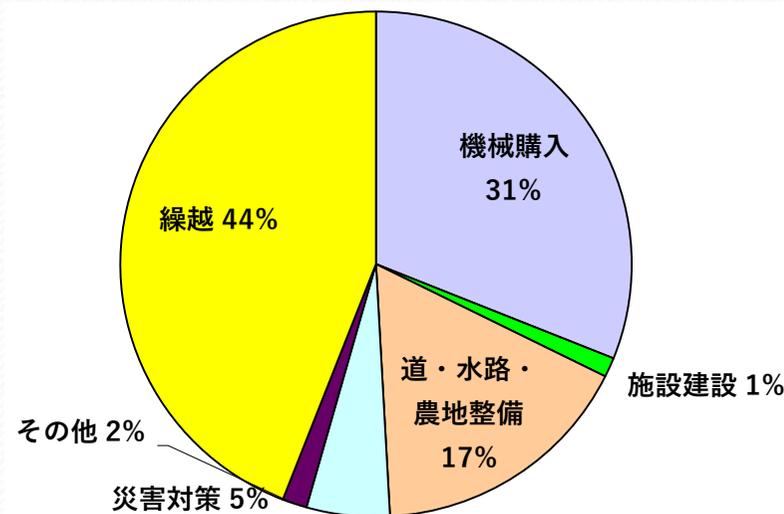
個人配分 :60%
共同取組活動費:40%



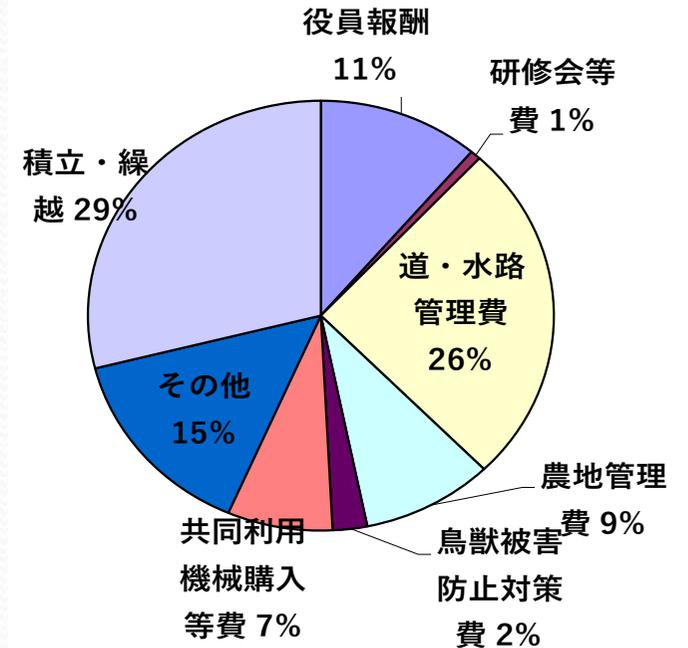
○ 積立・繰越金の使途は、

- ・「機械購入・修繕」
- ・「道・水路・施設の工事」等

積立・繰越の内訳



共同取組活動費の内訳
(ただし、前年度からの繰越を含む)



【参考】

- ・1協定あたりの協定面積 11.8ha
- ・1協定あたりの参加者数 21人
- ・1協定あたりの交付金額 172.9万円
→1人あたりの交付金額 8.4万円

4 集落協定の取組状況について

1) 農業生産活動等の実施

○農用地に関する事項は、

- ・法面の点検 : 7割
- ・柵等の設置 : 4割
- ・賃借・作業委託: 3割

※協定総数に占める割合

【参考】 ※DSの合計

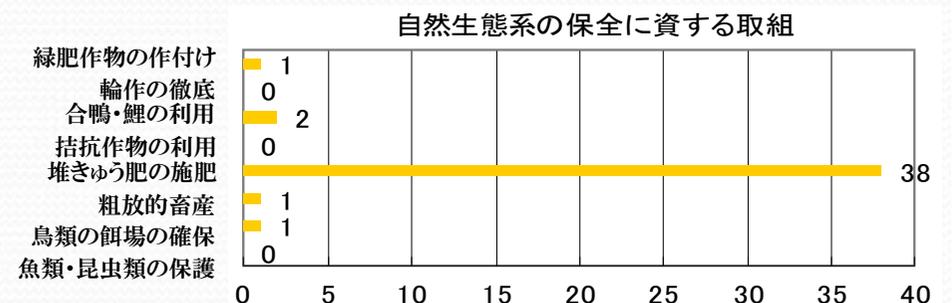
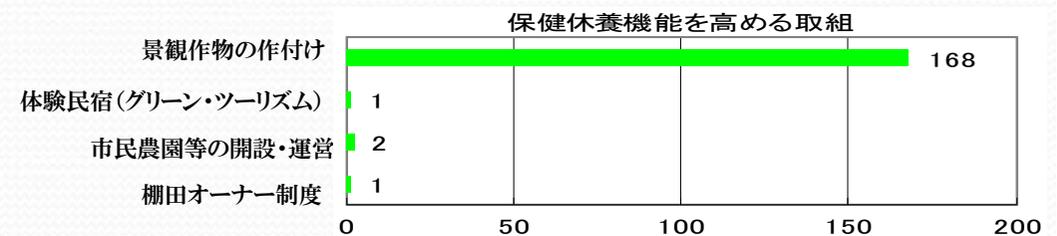
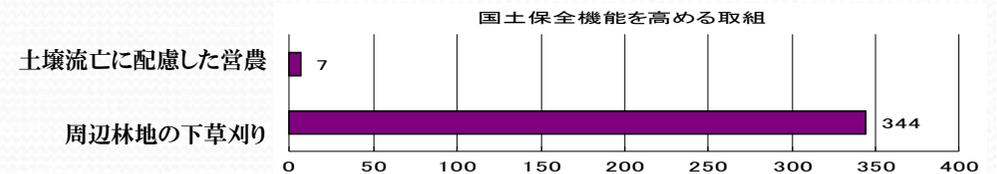
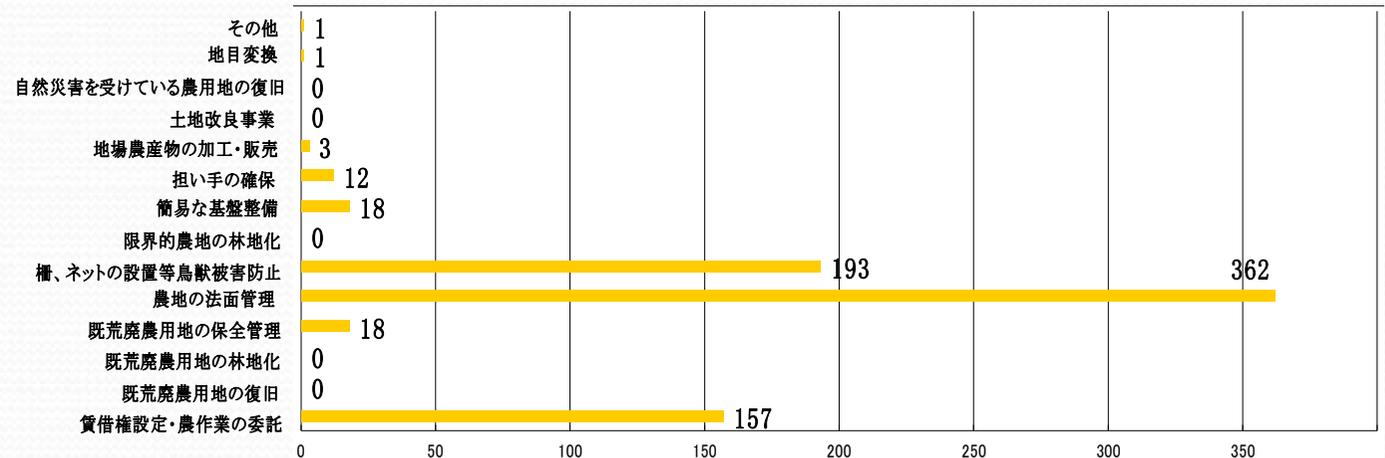
- ・全協定の管理水路の延長 1,928km
- ・全協定の管理農道の延長 1,925km

○多面的機能を増進する活動は、

- ・周辺林地の下草刈り : 6割
- ・景観作物の作付け : 3割
- ・堆きゅう肥の施肥 等: 1割

※協定総数に占める割合

耕作放棄の防止等の活動



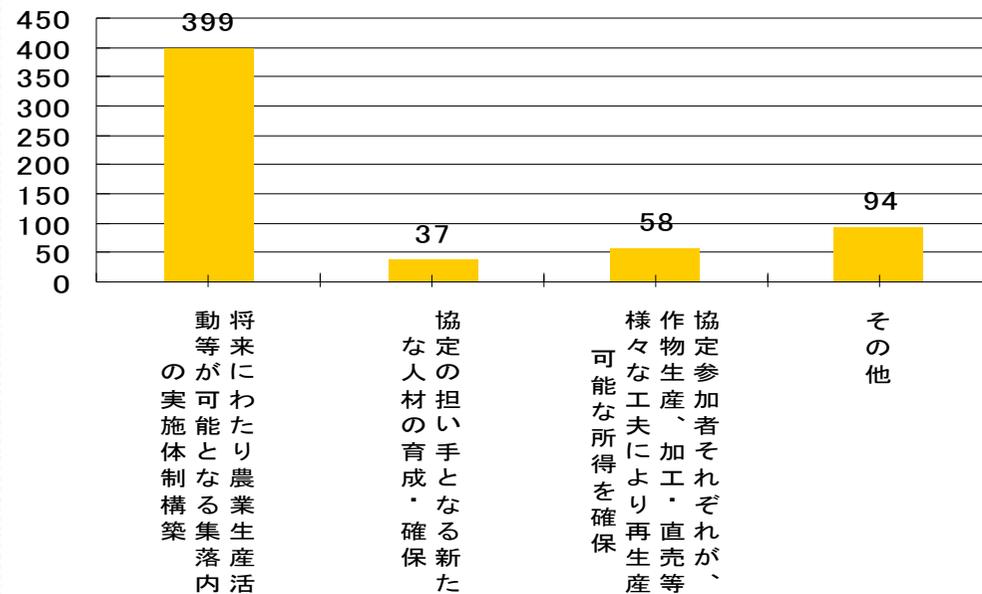
4 集落協定の取組状況について

2) 集落マスタープランの内容

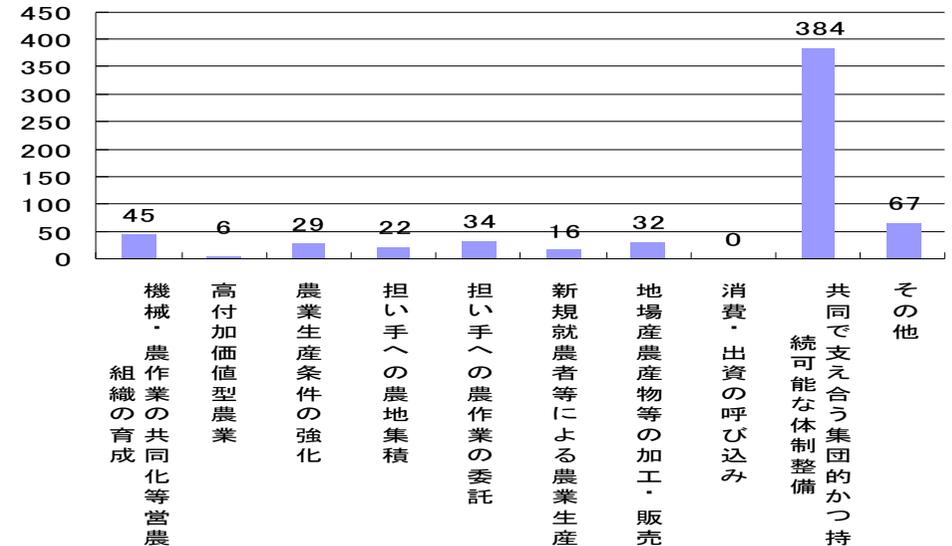
○集落の目指すべき将来像は、「将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制構築」が最多

○将来像を実現するための活動方策は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が最多

目指すべき将来像



将来像を実現するための活動方策



3) 集落戦略の作成状況

集落戦略の作成状況	協定数
集落において作成中	273
集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	13
要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	1
計	287

令和3年度の中山間地域等直接支払制度の推進について

－取組の拡大・強化を図るとともに、持続可能な農地維持の仕組みの再構築へ－

R2年度(第5期1年目)の実績

主な活動実績 <推進方針:第4期ショックを教訓に面積減少を最小限に留める>

◆重点市町村への推進(6~12月)

- ・前年度より10ha以上の面積減少が見込まれる13市町村の首長や担当課長等に面会し、現状や課題の把握、対策の提案等を実施

◆市町村担当者説明会の開催(6,8,2月)

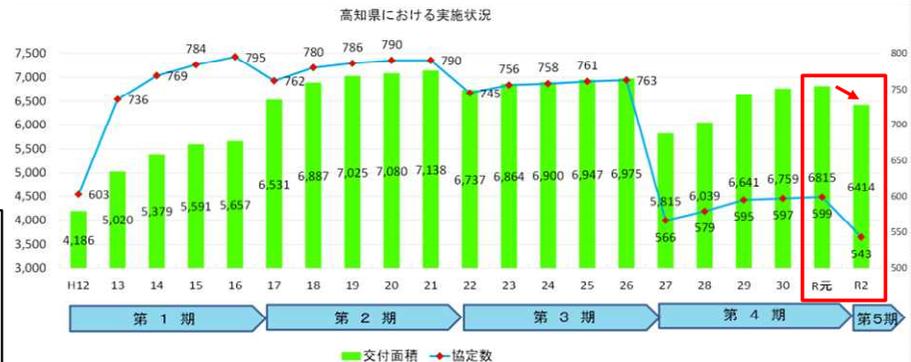
- ・制度内容の周知や交付金活用事例の紹介
- ・協定の広域化や事務代行の事例紹介

◆令和3年度に向けた推進

- ・集落戦略策定マニュアルを活用した研修会の開催(2月)

	R元実績	R2実績	増減
協定数	599	543	△ 56
交付面積(ha)	6,815	6,414	△ 401
交付金額(百万円)	1,043	939	△ 104

- ・令和2年度は第5期対策の1年目。
- ・新規地区の追加、交付金の遡及返還要件の緩和による高齢参加者の継続、集落協定の広域化等により、面積減は401ha(5.9%)に留まる。



課題と今後の方向性

<課題>

- ・集落の過疎・高齢化が更に進行
- ・協定のまとめ役の高齢化と後継者の不在
- ・耕作意欲の減退による耕作放棄地の増加
- ・交付金の効果的な活用が不十分
- ・市町村のマンパワー不足
- ・推進事務費の確保

<方向性:面積維持と活動の充実化を両面から推進>

◆取組の継続・活動の充実化

→課題解決に取り組む市町村を重点支援

◆広域化の推進・担い手の確保

→集落協定の広域化や協定間連携の更なる推進
→集落活動センター等との連携による事務人材の確保

◆地域が主体となった中山間地域等の維持・活性化

→地域主体の地域ビジョン策定に向けた支援

主な対策・推進活動

◆課題解決に取り組む市町村を重点支援

取組の維持や活動の充実化に取り組む市町村を重点支援
→推進事務費の傾斜配分や優良事例の横展開を支援

- ・市町村と連携して協定代表者等への研修会の開催
- ・棚田地域振興活動加算や集落機能強化加算等の地域の実情に応じた活用方法の提案
- ・優良事例の紹介、意見交換会の開催 等

◆集落協定の広域化や協定間連携の更なる推進

広域化する場合のエリアの考え方や組織づくり、協定間の連携を推進
→広域協定の取組のフォローアップ、集落営農組織等との連携の推進

- ・アドバイザーや実践者等の派遣、優良事例の紹介、意見交換会の開催
- ・複合経営拠点や集落営農組織との連携による営農継続事例の紹介 等

◆集落活動センター等との連携による事務人材の確保

集落活動センターとの連携方法の提案、組織間での連携を推進
→地域の実情に応じた連携方法を市町村や関係部局と連携して推進

- ・意見交換会の開催、先進事例の紹介 等

◆地域主体の地域ビジョン策定に向けた支援

住民の話し合いに基づく地域ビジョン(集落戦略)の策定を支援
→充実した話し合いの確保と実効性の高い意見集約を市町村や関係課と連携して推進

- ・住民を対象にしたワークショップや意見交換会の開催
- ・市町村職員のファシリテーション力向上研修会の開催 等

◆市町村のマンパワー強化

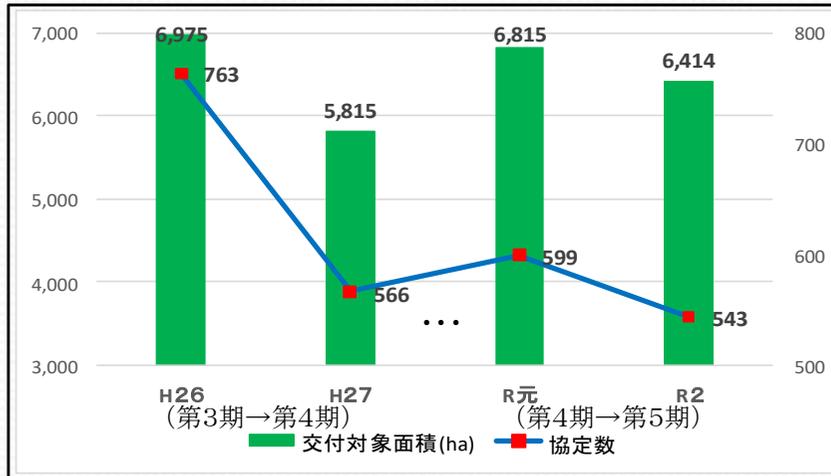
- ・国推進交付金への県費継ぎ足し(R3年度県費を増額)

令和3年度の目標

- ①交付面積の拡大 R2:6,414ha→R3:6,514ha(100ha増)
- ②棚田地域振興活動加算、集落機能強化加算の交付面積の拡大 R2:134ha→R3:340ha(206ha増)
- ③体制整備単価に取り組む協定の拡大 R2:287協定→R3:290協定(3協定増)、25%の協定にて集落戦略が策定済み

第4期対策最終年度(令和元年度)からの推移について

1) 協定数及び対象農用地面積



- 協定数の減は56協定、面積の減は401ha (減少率5.9%)
(参考) 第4期対策の初年度、平成27年度は197協定、1,160ha (16.6%) 減少

急傾斜地における面積の減少率

	R元	R2	面積減	減少率
急傾斜地	4,314	3,862	△ 452	-10.5%
緩傾斜地等	2,501	2,552	51	2.0%
全体	6,815	6,414	△ 401	-5.9%

- 急傾斜地における面積減少率が全体△5.9%→急傾斜地△10.5%

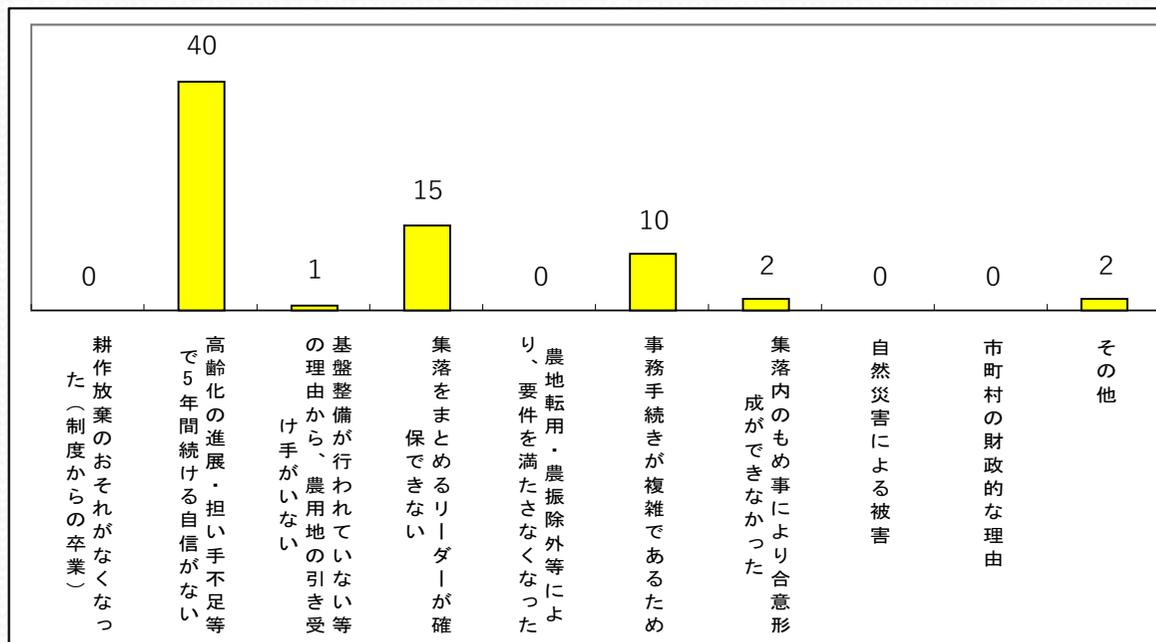
協定数の動向

内容	協定数
新規協定	7
他協定との合併や広域化等による廃止	△ 21
取組継続断念による廃止	△ 42
計	△ 56

- 42協定(193.8ha)が取組継続断念に伴う廃止
42協定の平均面積は4.6haと小規模

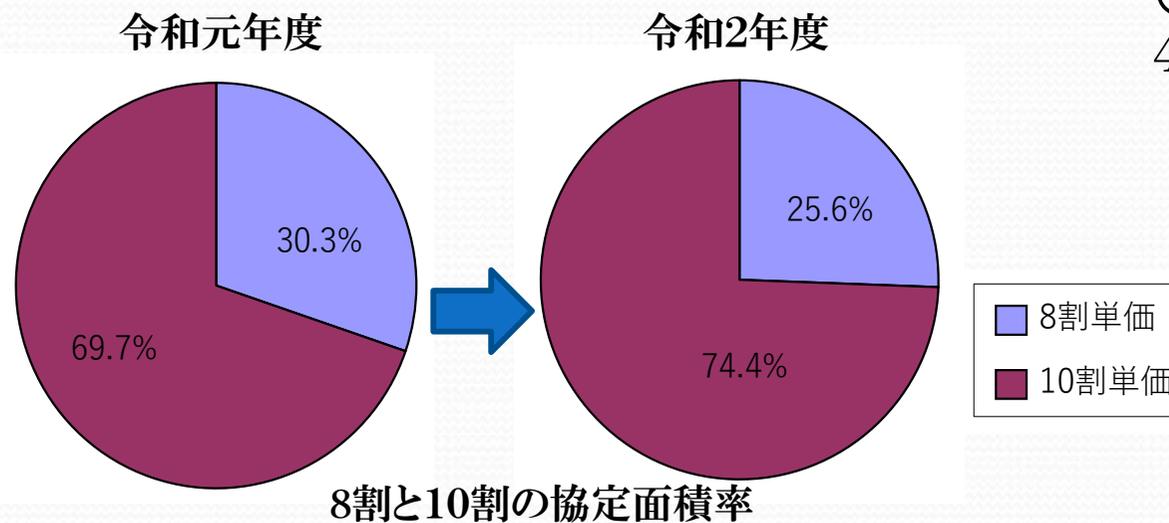
第4期対策最終年度(令和元年度)からの推移について

2) 廃止協定における継続断念の理由



○高齢化による担い手不足、リーダーの後継者不足、事務手続きの煩雑さが主な理由

3) 体制整備単価(10割単価)に取り組む協定の推移



○10割単価の取組面積率が4.7%増加

棚田地域振興法の概要

- 昨年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条~18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンサルジュ

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

令和3年度当初予算の棚田地域振興法関連事項

令和2年12月時点

- 令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」に基づく財政上の措置として、農林水産省では令和2年度当初予算において優遇措置等を実施しており、令和3年度においても、引き続き、これらの事業の活用の推進を図る。

1. 中山間地域等直接支払の拡充 (令和2年度～)

①対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ 現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を支援対象地域に追加。

②「棚田地域振興活動加算」(1万円/10a)の新設

⇒ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)に対し、取組目標の設定・達成を要件として10,000円/10aを加算。

2. 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充 (令和2年度～)

①対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ ルネッサンス事業の支援対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる。

②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受ける代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。

③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充

⇒ 棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加。

3. 補助率の嵩上げ・要件緩和(令和2年度～)

⇒ 各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

優遇措置		対象事業
補助率嵩上げ	50→55%	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農村整備事業【R3新規】 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
	4/10,1/3→1/2	・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ※稲の育苗施設、米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵施設等
要件緩和(面積要件等)	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農村整備事業【R3新規】 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	

4. その他の優遇措置(令和2年度～)

①農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の拡充

⇒ 優遇措置(上限助成額について各年度100万円を上乗せ)の対象地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の拡充

⇒ 認定棚田地域振興活動計画に基づく活動に対応した事業メニュー(指定棚田地域保全整備)を創設。

指定、認定状況

指定棚田地域

	全体	うち高知県
令和元年12月27日公示	20	0
令和2年3月16日公示	36	0
令和2年4月9日公示	223	1
令和2年5月20日公示	185	8
令和2年6月16日公示	41	0
令和2年7月10日公示	28	0
令和2年8月20日公示	12	0
令和2年9月24日公示	5	0
令和2年10月14日公示	8	0
令和2年12月16日公示	26	0
令和3年2月25日公示	46	0
令和3年4月15日公示	13	0
令和3年6月21日公示	23	0
計	666	9

活動計画

	全体	うち高知県
令和2年7月15日認定	3	0
令和2年8月31日認定	187	0
令和2年9月30日認定	15	6
令和2年10月30日認定	13	0
令和3年2月9日認定	6	0
令和3年4月認定	16	0
令和3年5月26日認定	13	0
令和3年6月14日認定	47	3
計	300	9

本山町、大豊町

土佐町

高知県の指定棚田地域について

■令和2年4月9日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
本山町	本山町	大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田、北山の棚田

■令和2年5月20日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
香美市 大豊町	天坪村	北川二区の棚田、北川二区の段々畑
本山町 土佐町	吉野村	汗見川の棚田
大豊町	大杉村	小川の棚田、小川の段々畑、大王上の棚田、大王上の段々畑、大王下の棚田、大王下の段々畑、杉の棚田、杉の段々畑、津家の棚田、津家の段々畑、穴内の棚田、和田の棚田、和田の段々畑、谷の棚田、谷の段々畑
大豊町	西豊永村	西庵谷の棚田、西庵谷の段々畑、東庵谷の棚田、東庵谷の段々畑、佐賀山の棚田、佐賀山の段々畑、西梶ヶ内の棚田、西梶ヶ内の段々畑、黒石の棚田、黒石の段々畑、中屋の棚田、中屋の段々畑、上東の棚田、上東の段々畑、上桃原の棚田、上桃原の段々畑、永渕の棚田、永渕の段々畑、大砂子の棚田、大砂子の段々畑
大豊町	東豊永村	八畝の棚田、八畝の段々畑、怒田の棚田、怒田の段々畑、三津子野の棚田、三津子野の段々畑、柚木の棚田、柚木の畑、蔭の棚田、蔭の段々畑、粟生の棚田、粟生の段々畑、西川の棚田、西川の段々畑
土佐町	田井村	松ヶ丘棚田、伊勢川棚田
土佐町	地蔵寺村	立割棚田、石原棚田、上地藏寺棚田、名高山棚田、下地藏寺棚田、東石原棚田
土佐町	森村	溜井棚田、白石棚田、相川棚田、高須棚田、和田棚田、中尾棚田

高知県の認定棚田地域振興活動計画について

■令和2年9月認定

市町村名	指定棚田地域	棚田の名称	協議会名称
本山町	本山町	大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田、北山の棚田	本山町棚田地域振興協議会
	吉野村	汗見川の棚田	
大豊町	天坪村	北川二区の棚田、北川二区の段々畑	大豊町指定棚田地域振興活動協議会
	大杉村	小川の棚田、小川の段々畑、大王上の棚田、大王上の段々畑、大王下の棚田、大王下の段々畑、杉の棚田、杉の段々畑、津家の棚田、津家の段々畑、穴内の棚田、和田の棚田、和田の段々畑、谷の棚田、谷の段々畑	
	西豊永村	西庵谷の棚田、西庵谷の段々畑、東庵谷の棚田、東庵谷の段々畑、佐賀山の棚田、佐賀山の段々畑、西梶ヶ内の棚田、西梶ヶ内の段々畑、黒石の棚田、黒石の段々畑、中屋の棚田、中屋の段々畑、上東の棚田、上東の段々畑、上桃原の棚田、上桃原の段々畑、永淵の棚田、永淵の段々畑、大砂子の棚田、大砂子の段々畑	
	東豊永村	八畝の棚田、八畝の段々畑、怒田の棚田、怒田の段々畑、三津子野の棚田、三津子野の段々畑、柚木の棚田、柚木の畑、蔭の棚田、蔭の段々畑、粟生の棚田、粟生の段々畑、西川の棚田、西川の段々畑	

■令和3年6月認定

市町村名	指定棚田地域	棚田の名称	協議会名称
土佐町	田井村	松ヶ丘棚田、伊勢川棚田	土佐町棚田地域振興協議会
	地蔵寺村	立割棚田、石原棚田、上地藏寺棚田、名高山棚田、下地藏寺棚田、東石原棚田	
	森村	溜井棚田、白石棚田、相川棚田、高須棚田、和田棚田、中尾棚田	

土佐町指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：土佐町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧田井村地域

・松ヶ丘棚田 (1/8.9 (20.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 13.8ha)

・伊勢川棚田 (1/9.5 (30.6ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 20.4ha)

(2) 旧森村地域

・溜井棚田 (1/7.9 (97.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 65.2ha)

・白石棚田 (1/15.7 (11.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.6ha)

・相川棚田 (1/24.3 (13.2ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.0ha)

・高須棚田 (1/8.7 (92.0ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 61.3ha)

・和田棚田 (1/4 (7.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.3ha)

・中尾棚田 (1/27.9 (7.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.2ha)

(3) 旧地藏寺村地域

・立割棚田 (1/7.2 (45.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 30.6ha)

・石原棚田 (1/10.1 (9.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.2ha)

・上地藏寺棚田 (1/9.7 (38.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 24.8ha)

・名高山棚田 (1/7 (14.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 9.8ha)

・下地藏寺棚田 (1/8.7 (8.1ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.4ha)

・東石原棚田 (1/8.4 (42.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 28.6ha)

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全 ※下記【カッコ】内は現在値

○棚田法面の補修

- ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回【1回】以上行う。
- ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。(農道等補修延長3キロメートル【0】以上)

○耕作放棄の防止・削減

- ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内【5.7%】に抑える。
- ・棚田の保全に取り組む人数を10人以上増加【415人】させる。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和6年度までに防除用ドローンなど ICT 技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取組み面積を10ヘクタール以上増加させる。【ドローン1台】
- ・機械共同利用化等に取り組む、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。【0】

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・棚田での農作物のブランド化に取り組む、販売促進を図る。
- ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。【0】
- ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。

○自然環境の保全・活用

- ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気牧柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。【0】

○伝統文化の継承

- ・地域伝統行事(田休みなど)に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。【50人】

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、4年間で参加者数100人以上を目指す。【1回、50人】
- ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。

○棚田を通じた SDGs の推進

- ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。

3 計画期間

認定の月から 令和7年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○棚田法面の補修、耕作放棄の防止・削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら棚田の耕作 放棄発生を防ぐ

○生産性・付加価値の向上

- ・集落営農組織での農作業共同化や、スマート農業の取り組みによる省力化を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・集落活動センターの取り組みと連携したブランド米等の開発、イベントでの特産物販売促進を図る。
- ・観光協会などと連携し、道の駅土佐さめうらでの販売やふるさと納税への返礼品へ地域特産品を活用する。
- ・町内の日本酒製造業者と連携し、酒米の生産促進を図るとともに、棚田米を原材料とした日本酒を国内及び国外に販売促進を図る。

○自然環境の保全・活用

- ・狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲活動の実施、町補助事業を活用した共同防除の実施を図る。

○伝統文化の継承

- ・地区活動の維持、外部人材の活用を推進していく。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・観光イベント等と連携し、農産物の販売促進・交流人口の拡大を図る。
- ・棚田散策ツアー等を実施し、観光客の集客に取り組む。また、そうしたツアーにより地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。

○棚田を通じた SDGs の推進

- ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地

域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

土佐町棚田地域振興協議会は土佐町、土佐町農業委員会、特定非営利活動法人れいほく活性化機構、高知県農業協同組合、高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、土佐酒造株式会社、農業者で構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

【旧吉野村(現土佐町区域分)】

【旧森村】

【旧地藏寺村】

【旧田井村】

土佐町役場

和田

中尾

相川

白石

松ヶ丘

伊勢川

高須

瀧井

下地藏寺

名高山

立割

上地藏寺

石原

東石原

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項(加算措置必須要件)

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和3年度～ 令和6年度	4期対策中は協定面積の減少はなかった。 棚田法面維持の定期的な巡回活動を年1回実施している。 人力による背負動力散布機での農薬散布を実施している。 米出荷に関しては食用米として出荷している。 協定地区においては、都市部との交流イベントは実施していない。	第5期期間中の協定面積の維持に努める。(ア③) 棚田法面維持の定期的な巡回活動に年2回以上取り組む。(ア②) 農業用ドローンを導入し、農薬散布の省力化を図る。防除面積1ヘクタール以上実施する。(ア③) 地酒の酒造好適米の作付けを増やし、令和6年まで年間出荷2トン以上を目指す。(イ③) 交流イベントを1回以上実施し、25名以上の参加者を募る。(ウ①)
	② 超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③ 集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	④ 集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤ 生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

目標設定の項目

ア	棚田等の保全
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興
①	棚田の価値を活かした活動
②	集落機能強化(人材の確保を含む)に関する目標
③	生産性向上に関する目標

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項(加算措置必須要件)

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現 状	達成目標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和3年度～ 令和6年度	<p>4期対策中は協定面積の減少があった。(後継者の居宅建設による転用のみ)</p> <p>法面点検は年1回のみ。</p> <p>協定農用地の防除に関しては、動噴による防除を行っている。</p> <p>鳥獣被害対策については地域内に約3キロメートルの金網柵を実施。</p> <p>現状該当地区のみイベントを実施。</p>	<p>第5期期間中の協定面積の維持に努める。(ア③)</p> <p>法面点検について年間複数回行い、軽微な修繕や除草作業を行う。(ア②)</p> <p>ドローンを活用し、防除作業の省力化を図り、防除面積1ヘクタール以上に取り組む。(ア③)</p> <p>既存柵点検、保守、補修を継続し、別途被害箇所に対し新規に電気柵を設置し1ヘクタール以上の防除に取り組む。(イ③)</p> <p>設立された集落活動センターと連携し、地域イベントを1回以上実施し、25人以上の参加者を目指す。(ウ①)</p>
	② 超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③ 集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	④ 集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤ 生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

目標設定の項目

ア	棚田等の保全
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興

①	棚田の価値を活かした活動
②	集落機能強化(人材の確保を含む)に関する目標
③	生産性向上に関する目標

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項(加算措置必須要件)

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和3年度～ 令和6年度	4期対策中は協定面積の減少はなかった。 法面点検は年1回のみ。 現状、個人で米の販売、出荷は行っている。 協定地区において都市住民との交流事業は実施していない。	第5期期間中の協定面積の維持に努める。(ア③) 法面点検について年間複数回行い、軽微な修繕や除草作業を行う。(ア②) 地域で生産されるお米をはでかけ米としてブランド化し、道の駅等を通じて販売する。最終年度までに年間100袋の出荷を目指す。(イ③) 都市住民との交流事業を積極的に行い、最終年度までに50人以上の参加者を達成させる。(ウ①)
	② 超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③ 集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	④ 集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤ 生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

目標設定の項目

ア	棚田等の保全
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興

①	棚田の価値を活かした活動
②	集落機能強化(人材の確保を含む)に関する目標
③	生産性向上に関する目標

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項(加算措置必須要件)

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和3年度～ 令和6年度	4期対策中は協定面積の減少はなかった。 棚田の管理やイベントの開催については基本的に地域内の人員で行っている。 現状、個人で米の販売、出荷は行っている。 高須の棚田を訪れてもらう地域観光イベントツアー開催件数は過去3年の平均で年間8件であった。	第5期期間中の協定面積の維持に努める。(ア③) 棚田保全や地域イベント開催にあたり、地域内外から運営に携わる人員を募り、新規に5人以上の増加を図る(ア②) 地域で生産されるお米を地域棚田米としてブランド化を協定として取り組み、売り上げを5期終了までに20万円以上増加させる。(イ③) 協定期間内で棚田観光ツアーを32件以上実施する。(ウ①)
	② 超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③ 集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	④ 集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤ 生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

目標設定の項目

ア	棚田等の保全
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興

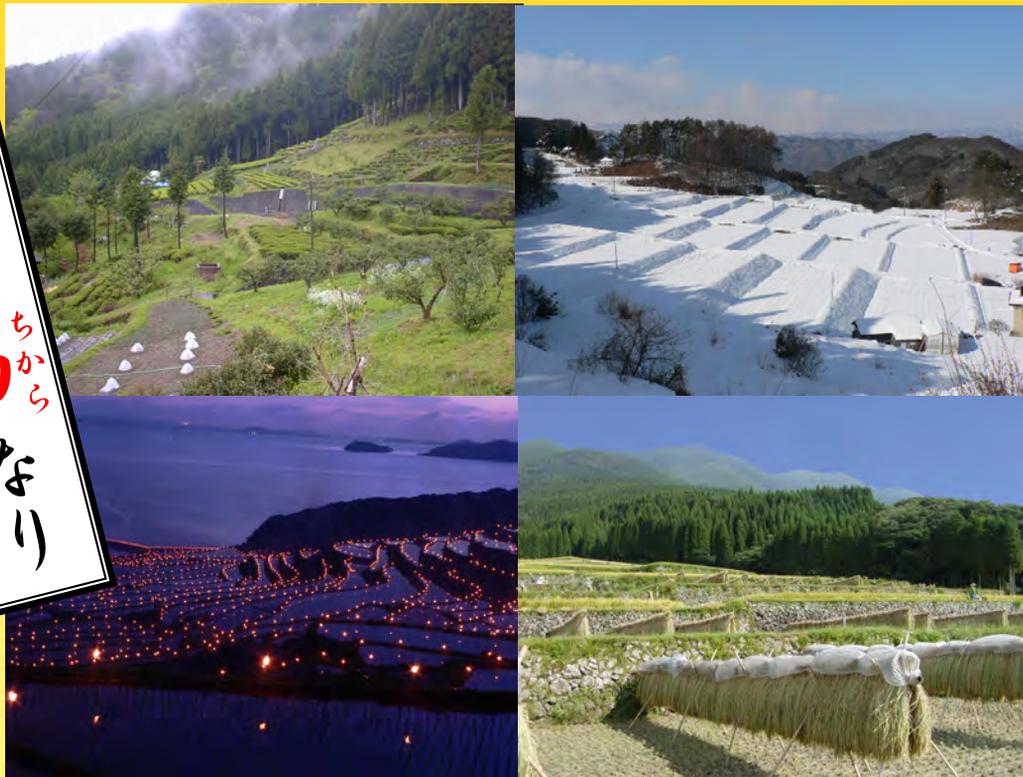
①	棚田の価値を活かした活動
②	集落機能強化(人材の確保を含む)に関する目標
③	生産性向上に関する目標

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第5期対策
(令和2年度～令和6年度)

継続は
ちから
なり



第5期対策 4つのポイント

- 1 集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- 2 協定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- 3 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- 4 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本制度を有効にご活用ください。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
集落戦略の作成について-----	5
集落戦略の記載例-----	6
加算措置について-----	8
交付金の返還について-----	11
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	13
荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ-----	15
手続きの流れ-----	16
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について-----	17

[表紙写真]

みまし ながのし まつらし にちなんし
左上:徳島県美馬市、右上:長野県長野市、左下:長崎県松浦市、右下:宮崎県日南市

[はじめに・もくじ頁上部の写真]

くまのし
三重県熊野市

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「**棚田地域振興法**」によって指定された地域

↑ 第5期対策より追加 次頁参照

- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
③ 小区画・不整形な田
④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

中山間地域等直接支払制度とは②

第5期対策から

従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

- これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「**指定棚田地域**」が**対象地域に追加**されました。
- ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の**指定棚田地域における対象農用地**は、「指定棚田地域の指定申請書」において「**保全を図る棚田等**」に位置付けられた農用地のうち、**急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地**(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。)となります。

棚田の景観



おおくらむら
山形県大蔵村



かもがわし
千葉県鴨川市



ながさきし
長崎県長崎市

中山間地域等直接支払制度 留意点

本制度の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

(1) 事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行きましょう。
- 事務作業の担い手がない等の場合は、集落協定の広域化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

(2) 農業生産活動等の適切な実施について

- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

(3) 集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続を行ってください。
- 変更手続が必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみ
の場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を
行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価(単価の8割を交付)

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

第4期対策まで

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択

○農業生産性の向上(A要件)

以下の項目から、2つ以上選択して実施

(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

- ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託

○女性・若者等の参画を得た取組(B要件)

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施

- 新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み

○集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

第5期対策から

集落戦略の作成に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

このため、第5期対策から、体制整備単価(10割単価)を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化しています。

- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更
- ② 第4期までの遡及返還の特例を受ける要件であった「合計15ha以上」又は「集落連携・機能維持加算に取り組む」は廃止
- ③ 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック(課題)を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し
- ④ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記
(なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません)

集落戦略の作成について

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

－集落戦略の項目－

- 協定農用地の将来像
 - 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
 - 集落の現状を踏まえた対策の方向性
 - 具体的な対策に向けた検討
 - 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール
 - 農業生産活動等の継続のための支援体制
- (※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本として、事務負担の軽減を図っています)

○集落戦略の作成と活用のイメージ

- ・集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- ・協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、みなさんで話合ってください



【地図を使っでの話し合い】

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化



【作成に向けて打合せ】

3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現



【そばの栽培】



【新規就農の相談】

○人・農地プランや農業委員会の活動と連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することをもって、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

このため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図ることが、より効率的であると考えています。

※「人・農地プランの実質化」に係る手続きについては、市町村にご相談ください。

集落戦略の記載例①

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

地番	地目	面積 (m2)	現況	管理者	農用地の将来像 (6～10年後を想定して記入)						
					管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受けってもらう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き受けってもらうことを希望(受け手が決まっていない)	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	○						
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		○					

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	農業者(協定内)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ 農業者(協定外)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	農業者(協定内)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ 農業者(協定外)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
○ 担い手等が確保できていない	
○ 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載) 具体的内容:○○～	
その他(自由記載)	

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※【具体名:○○】は記載が可能な場合に記入

集落戦略の記載例②

【記載例】

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	
	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="radio"/> 協定外で担い手を確保	
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="radio"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="radio"/> 基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
<input type="radio"/> 放牧利用による農用地の管理	
鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治（コミュニティ）機能の強化	
その他（自由記載）	

⑤「○」を記入して下さい。

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="radio"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
他の協定との広域化を考えたい
<input type="radio"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="radio"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他（自由記載）

⑥「○」を記入して下さい。

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

⑦記載可能であれば記入して下さい。

（記載例）

令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の基盤整備を実施する予定。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
農地所有適格法人が支援する【具体名：○○】
JAが支援する【具体名：○○】
<input type="radio"/> 集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
農業者が支援する【具体名：○○】
協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
その他（自由記載）

⑧「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

加算措置について①

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価：10,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価：6,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

取組期間：1～5年

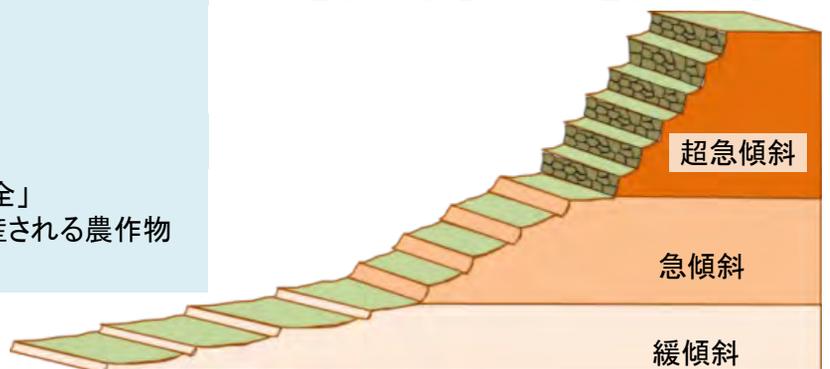
目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）



加算措置について②

③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

- 対象協定：体制整備単価の集落協定のみ
- 対象農地：集落協定農用地
- 単価：3,000円/10a(地目にかかわらず)
- 上限額：200万円/年度
- 取組期間：1～5年

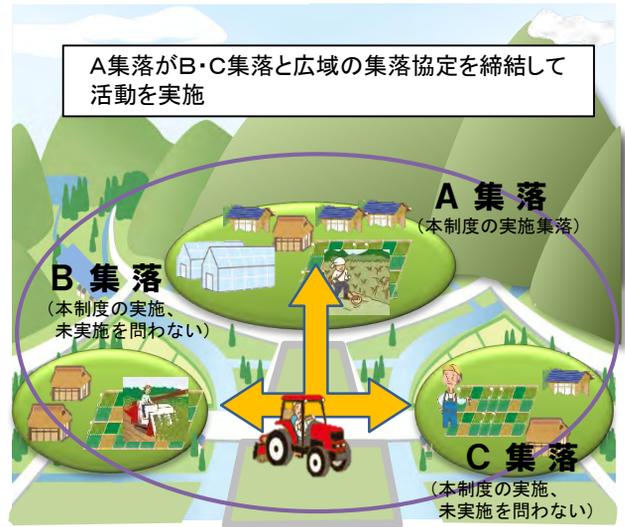
目標設定：

ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。



④ 集落機能強化加算（新設）

第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

- 対象協定：体制整備単価の集落協定のみ
- 対象農地：集落協定農用地
- 単価：3,000円/10a(地目にかかわらず)
- 上限額：200万円/年度
- 取組期間：1～5年
- 目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

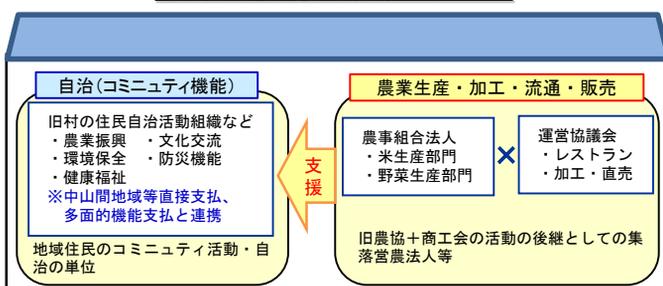
[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保



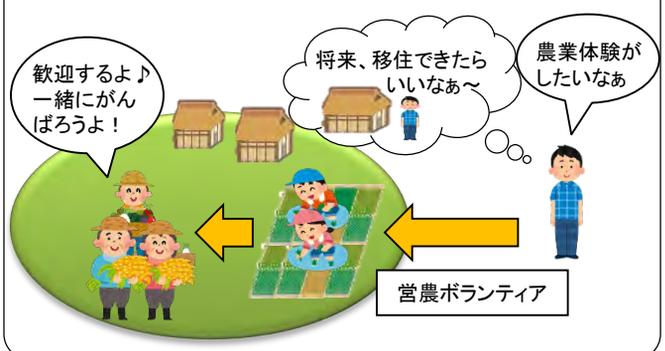
地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



加算を用いて上記のような体制を構築し、自治機能に係る地域のコミュニティ活動を支援することができます

営農ボランティアのイメージ



加算措置について③

⑤ 生産性向上加算（新設）

第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

〔対象活動の例〕

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から

加算措置の留意点について

Point 1

- 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。）

Point 3

- 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乘せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することとなります。

Point 4

- 加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

Point 5

- 加算措置による目標の達成の評価が困難になることから、本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合 等

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

第5期対策から

遡及返還の対象農用地を 協定農用地全体から当該農用地に変更

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更となります。

これまで



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止

協定農用地全体で遡及返還

第5期対策から



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止

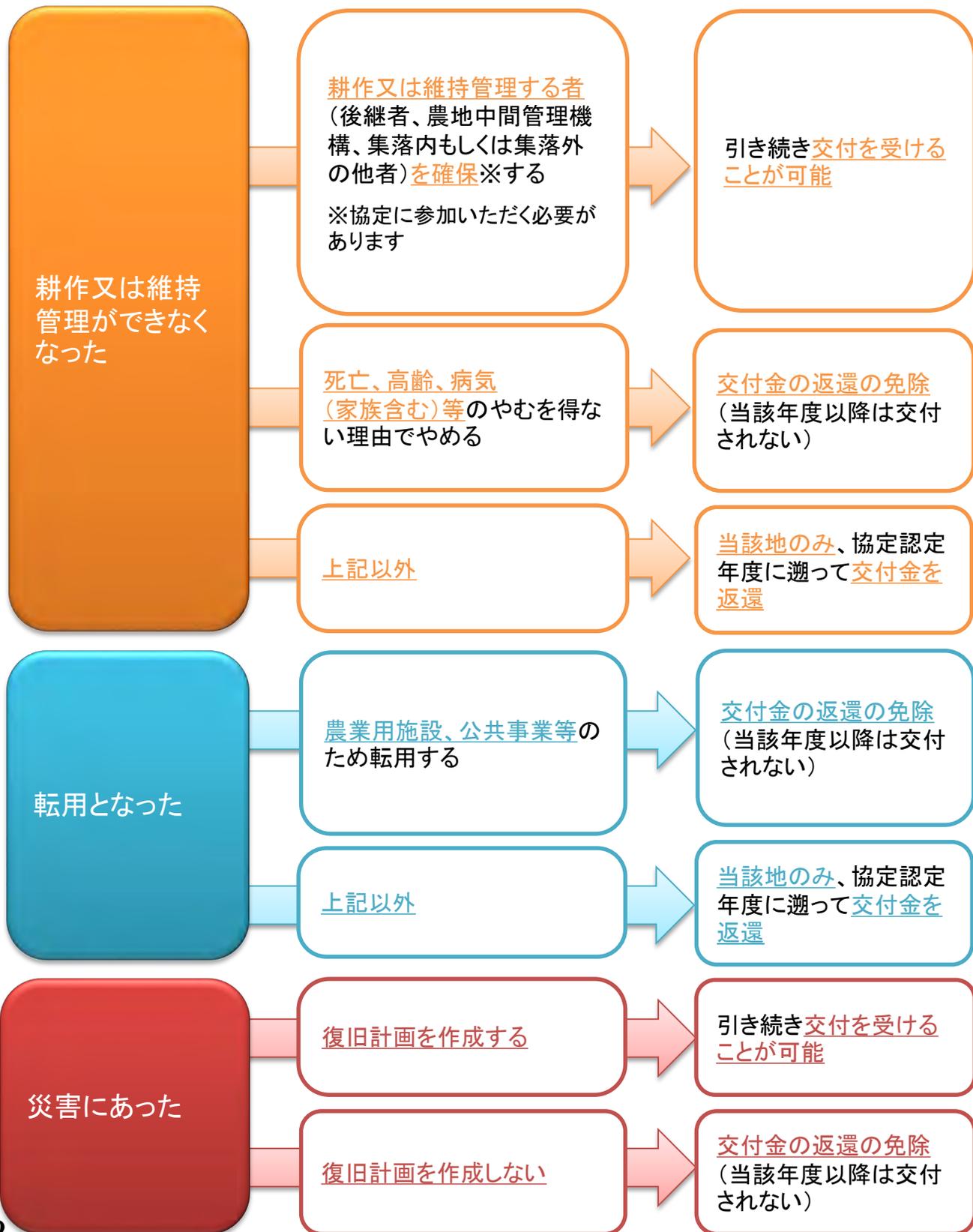
当該農用地のみ遡及返還

- なお、第4期対策と同様、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件(集落戦略の作成)、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分(8割)、体制整備分(2割分)、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等が続けられなくなった場合の交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町村が行います。



中山間地域の魅力を活かした取組の例①

おおかわら 大川原中山間地域の会（青森県黒石市）

【集落の状況】

○高齢化により運転免許返納者が増加し、**移動手段の確保が困難**に。最寄りの病院や学校までの距離が遠く、将来にわたって集落を維持していくために移動手段の確保、**交通の利便性向上が課題**に。



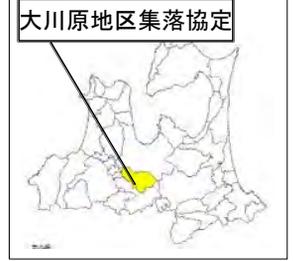
【取組の内容】

- 集落マスタープランの定期的な見直し、集落戦略の作成により、持続的な農業生産活動が可能となる実施体制構築を目指す。
- 地域内交通を運行するための**集落住民による活動主体を組織**し、交通事業者等と運行のための協議、**検討を年4回以上実施**。
- 現在運行している路線バスを補完しつつ、別路線との接続を考慮し、運行ルートや回数、ダイヤ等について十分に検討。

【取組の効果】

- 地域特性や住民のニーズに合った運行形態を考慮した**実証実験を実施**し、冬季の3か月間に渡って毎日運行。47名の利用実績。
- 利用者からは「**非常に便利**」という意見が得られた。その他改善意見を踏まえ、引き続き住民との協議を行い、地域内交通の利便性向上に取り組んでいく。

（集落機能強化）



【現状と課題の把握】



【実証実験】

さかい 坂井集落協定（新潟県胎内市）

【集落の状況】

○集落では子どもが少なく**高齢化が進行**。所得向上を目的として農産物の直売「日曜日」を実施していたものの、**販売額も減少しマンネリ化**。



【取組の内容】

- 地域おこし協力隊を受け入れ**、坂井産コシヒカリを「坂井神楽米」としてブランド化。展示会やイベントへの出品、インターネット販売の開始。SNS等による情報発信も地域おこし協力隊と連携して実施。
- 地域と大学生らが連携**し、地域振興に向けたワークショップを重ね、日曜市に代わる新たな地域拠点の整備構想を進める。

【取組の効果】

- 平成31年に「**里の駅いちべえ**」をオープン。不定期であった開催を週1回の定期開催にしたことにより来客数、販売額が増加。地域農産物販売、季節の食イベント等を開催し、地域内外の交流を拡大。
（直売所の利用者数：約300人（H28、日曜日）→約600人（H31、里の駅））
- 直売所の運営に大学生や地域の女性が携わる、集落の子どもたちが手伝いにくるなど、**地域外や世代間の交流機会が増加**。

（集落機能強化）



【里の駅イベントの様子】



【活動の体制】

中山間地域の魅力を活かした取組の例②

なかがわ 那珂川町中山間地域活性化協議会（栃木県那珂川町）

【集落の状況】

○地域活性化を担う人材不足、農業の担い手の不在、共同活動の人手不足などが進み、第4期対策で取組を終了したいという声が多かった。

【集落の課題】

○水稲を中心とした営農で生活を維持するために、省力化技術の導入、コメのブランド化、移住定住の促進が課題。

【課題解決に向けた取組】

- GISシステムを導入して農地の状況を見える化し、集落戦略の作成を進め、農地点検、担い手への農地集積を推進。
- ドローン等の省力化機械を導入するとともに、農地保全オペレーター組織を設立し、広域的な農地維持、生産性向上を推進。
- ブランド米研究会を発足し、高付加価値化を図る。



【農業散布用ドローン】

(生産性向上)



【法面用草刈機】

こみの 小蓑集落協定（香川県三木町）

【集落の状況】

○過疎化と高齢化が進行し、将来的な農地の維持管理の継続が危惧されたことから、集落営農組織を立ち上げ、地域の維持発展に取り組んできた。

【集落の課題】

○これまで地域をPRするために取り組んできた、農村レストランや農家民宿の経営安定化が課題。

【課題解決に向けた取組】

○棚田地域指定を受けるとともに、活動計画の認定を受け、棚田地域振興加算に取り組む。加算を活用し、新規構成員の確保、ドローンによる防除面積の拡大、米の販売金額増加及び農村レストランの運営、農家民宿等の売上金額増加を目指す。



【農業体験の実施】

(棚田地域振興)



【農村レストラン】

しろかみ 銀上集落協定（宮崎県西都市）

【集落の状況】

○旧村内の一部の集落協定は、高齢化や事務の担い手不足により、第5期対策からの取り組みを断念する予定であった。

【集落の課題の抽出】

○地域おこしの使命を受けた2名の社会福祉法人職員が、1年をかけて地域の課題を抽出。

○①教育の推進・充実、②伝統文化の継承、③地場産業の発展及び新規事業の開拓・誘致の3本柱を事業の基本に掲げるNPO法人を立ち上げ。

【課題解決に向けた取組】

○制度実施2集落で合意形成を図り、協定を統合することで、第5期対策も取組を継続。さらに、新たに未実施集落を加え広域化。

○NPO法人やゆず・唐辛子の生産加工を行う農業法人を協定に加え、事務負担の軽減や、新たな人材確保を図る。



【棚田点検活動】

(広域化)



【共同作業(田植え)】

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ

地域の農業を継続・発展させるためには、農地をまとまった状態で維持していく必要があります。

しかし、周りに荒廃農地があると・・・

田園風景が損なわれているし、鳥獣被害や病虫害発生が悪影響を受けて、周りの農家までやる気を失ってしまった・・・



集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の協定農用地に取り込みませんか！！

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合っただき、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下の単価を乗じた額が毎年度（令和6年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法により行うことも可能です。

また、農地に復旧することが困難な場合に、次善の策として荒廃農地を林地化する場合も交付対象としています。

①農地に復旧する場合

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

②林地化する場合

「畑」の単価（林地化前の地目の単価の方が安い場合にはその単価）

※ 農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続が必要です。

ただし、第5期対策の最終年度（令和6年度）までに荒廃農地の復旧又は林地化が行われなかった場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認定年度に遡って返還していただくことになるのでご注意ください。

その他活用できる事業等、荒廃農地対策関連情報については、以下のHPを参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/>

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30

協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

- 市町村が活動の実施状況を確認します。

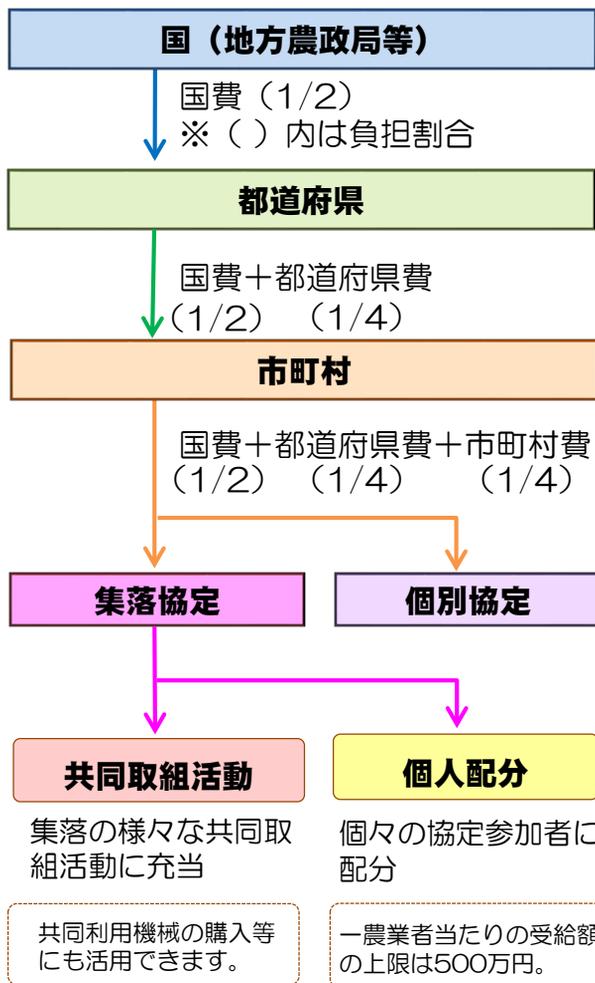
実施状況の確認（市町村）期限：10/31

☆交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、**交付金の早期交付を受けることができます。**（詳細は裏表紙を参照）

交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。



第5期対策から

- **集落協定における所得超過者**において、**協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能**となります。（個別協定における所得超過者の取扱と同様にしました。）

☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行しています。

中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施することとなりました。

- 法律に基づく措置となったことで、これらの支払について、集落の皆様がこれからも安心して取り組むことができるようになりました。

日本型直接支払制度 (中山間地域等直接支払を除く)

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。下記の交付単価は一例です。

(地域や活動内容によって交付単価が異なります。詳細は、裏表紙のお問い合わせ先にご確認下さい。)

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

(都府県の田の場合)

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 農地法面の草刈りや水路の泥上げなど | 3,000円/10a |
| ② 植栽や生態系保全などの農村環境保全活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動を支援します。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※1に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用		4,400円
カバークロープ		6,000円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円 (3,200円)
草生栽培		5,000円
不耕起播種※2		3,000円

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
長期中干し	800円
秋耕	800円



有機農業

地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。

※1 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

※2 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。



カバークロープ

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

お問い合わせ先

○中山間地域等直接支払交付金は、市町村が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町村にご相談ください。

○本パンフレットや中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

022-263-1111（内線4059）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

048-600-0600（内線3415）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】 新潟県、富山県、石川県、福井県

076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】 岐阜県、愛知県、三重県

052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

096-211-9111（内線4632）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】 沖縄県

098-866-0031（内線83348）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】 北海道

03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

～ 交付金の早期交付について ～

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が市町村長の認定を受けていれば、実施状況の確認前であっても、交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。

（令和3年度から新たに取組む協定は、市町村長の認定が必要となります。）

〈パンフレット作成〉

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3501-8359（直通）

FAX 03-3592-1482

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/